【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月12日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　菅野　暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
【事務連絡者氏名】	三木谷　正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	たわらノーロード　先進国債券
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

たわらノーロード　先進国債券

（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下、「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター:0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・計算日翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成30年7月13日から平成31年1月11日まで

※ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

※販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

※払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、海外休業日にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

○振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

②当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）(注)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

・外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の公社債に実質的に投資します。
・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
※FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。
※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(注)FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

2

ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。

・ご購入時に購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
・ご換金時に換金手数料がかからず、信託財産留保額もありません。

3

年1回決算を行います。

・毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

運用プロセス

流動性基準等を勘案した投資対象銘柄群を設定し、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。

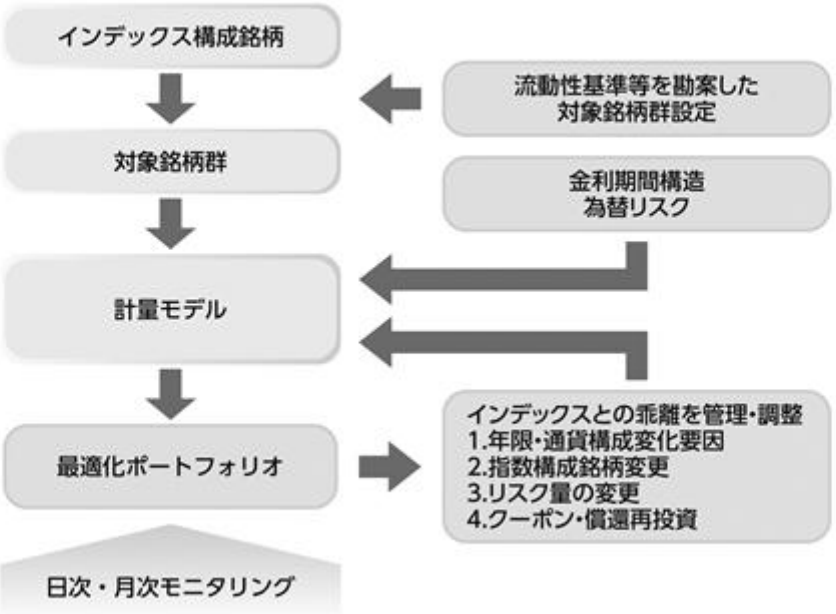

※上記はマザーファンドの運用プロセスです。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　　内 海　　外 内　　外	株　　式 債　　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合	インデックス型 特 殊 型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海　　外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債　　券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル （日本を除く） 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　）	年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり （　　）	ＴＯＰＩＸ
不動産投信		中南米		なし	
その他資産 （投資信託証券（債券）） 資産複合 （　　）	その他 （　　）	アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ		その他 （FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）） 資産配分固定型 資産配分変更型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

その他資産（投資信託証券（債券））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。 （注）商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。
年　1　回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を除く）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
そ　の　他	日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ　（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（2）【ファンドの沿革】

平成27年12月18日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

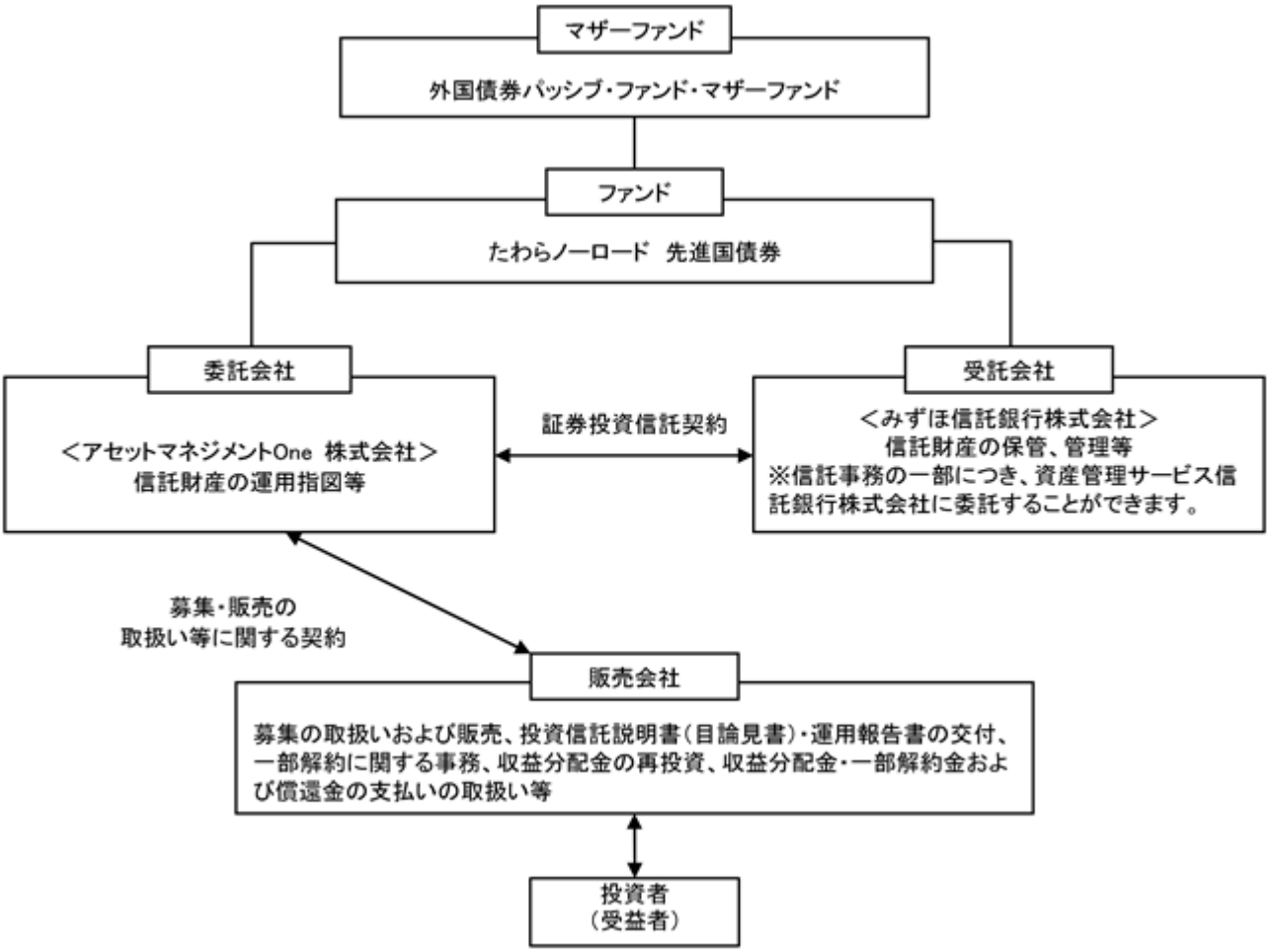

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものです。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

●ファミリーファンド方式とは●

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

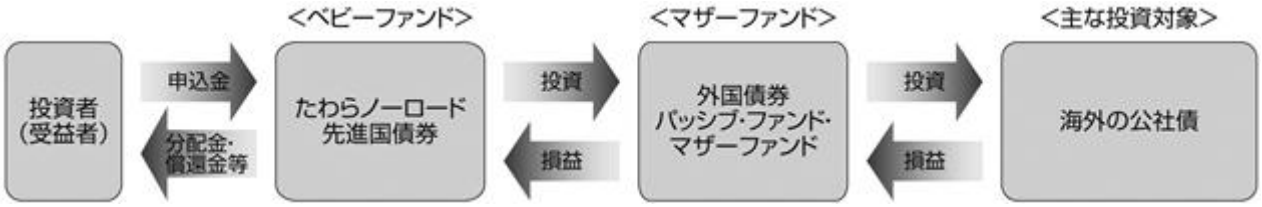

○委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

①資本金の額

20億円（平成30年4月27日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年7月1日	**会社設立**
平成10年3月31日	**「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得**
平成10年12月1日	**証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可**
平成11年10月1日	**第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。**
平成20年1月1日	**「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更**
平成28年10月1日	**ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更**

③大株主の状況

（平成30年4月27日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

＜投資対象＞

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

①外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として海外の公社債に実質的に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざします。

②FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

④実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドが対象指数の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項については、上記　1ファンドの性格　(1)ファンドの目的及び基本的性格　＜ファンドの特色＞をご参照ください。

（2）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）

8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11.コマーシャル・ペーパー

12.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）、新株予約権証券および新投資口予約権証券

13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.～12.の証券または証書の性質を有するもの

14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)

15.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

18.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19.外国法人が発行する譲渡性預金証書

20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23.外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

1．預金

2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（参考）当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	①主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 ③外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。
主な投資制限	①株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。 ⑤デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑥外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

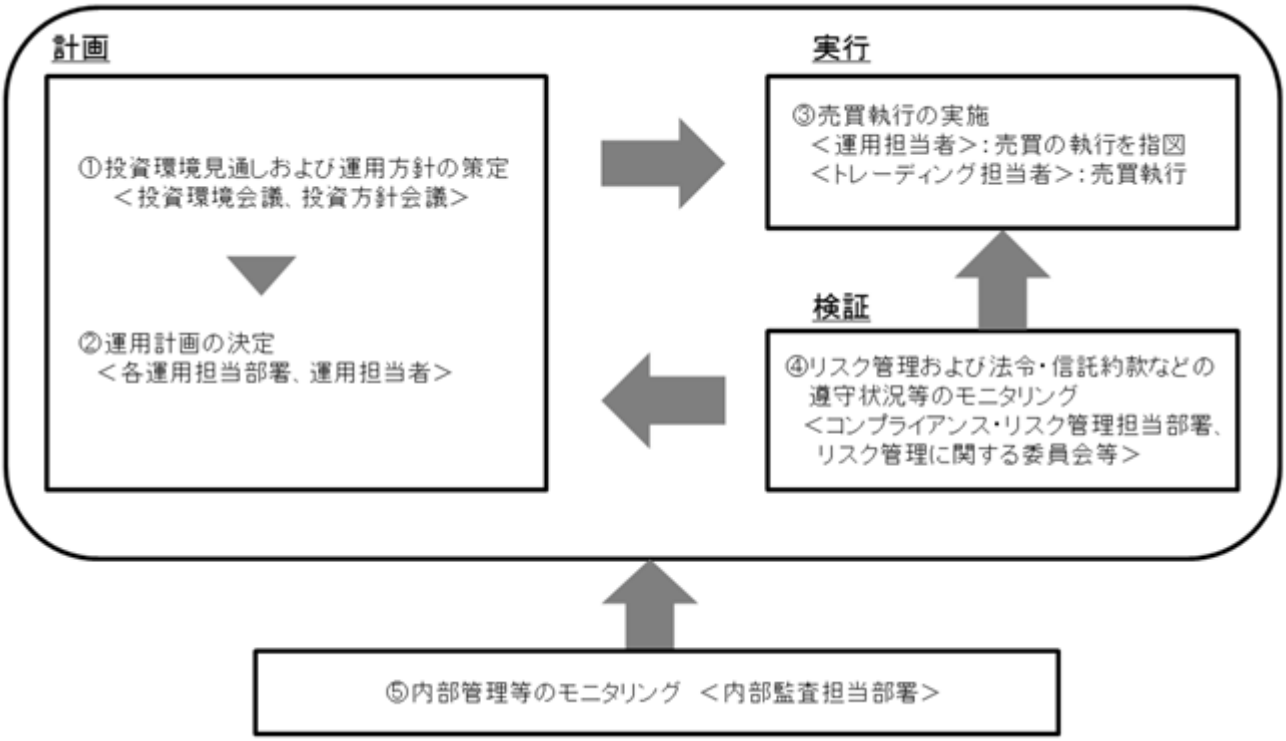

①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

ｂ．ファンドの関係法人に関する管理

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

ｃ．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益分配方式

(1)信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑤スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定します。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑦投資する株式等の範囲（約款第20条）

1）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2）上記1）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧信用取引の指図範囲（約款第21条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2）上記1）の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売出しにより取得する株券
5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図（約款第22条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券およびマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザー

ファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記（2）投資対象③運用の指図範囲等1.～4.に掲げる金融商品で運用している額（以下2.において「金融商品運用額等」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑨で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑩スワップ取引の運用指図（約款第23条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4）上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクや為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下3）において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下3）において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4）上記3）においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下5）において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象とする外貨建資産（「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下5）において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下5）において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

6）上記5）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファ

ンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

7）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

8）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2）上記1）1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑭特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮外国為替予約取引の指図（約款第28条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、または為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2）上記1）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

3）上記2）においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4）上記2）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯資金の借入れ（約款第34条）

1）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式の議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

○為替リスク

当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

○金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

○信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
○収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
○当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入債券の売買執行までのタイミングにずれ

が生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

○当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情が発生した場合は、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

・注意事項

イ．当ファンドは、実質的に公社債などの値動きのある有価証券（外貨建資産へ投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

＜リスク管理体制＞

委託会社における当ファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下の通りです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

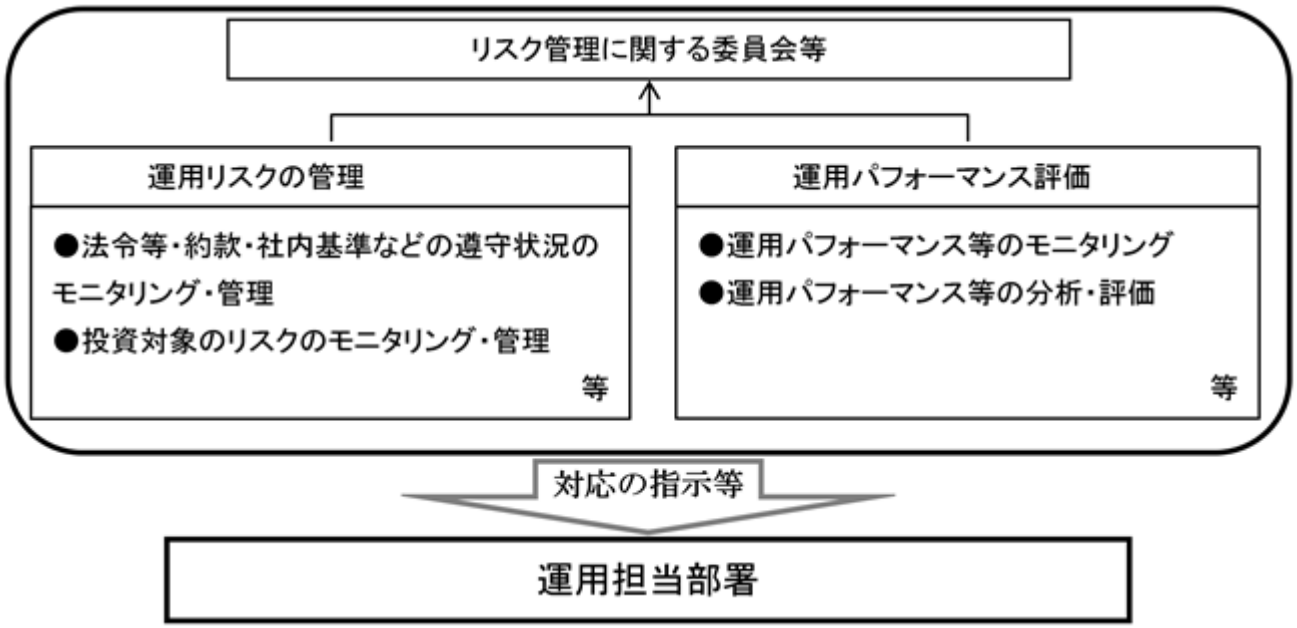

※上記体制は平成30年4月27日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率がない期間については、連動する投資成果を目指す対象インデックスの年間騰落率を表示しており、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*ファンドの対象インデックスはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）です。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

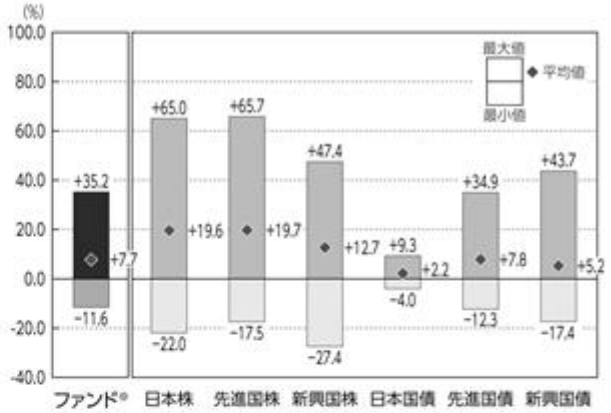

ファンド:2013年5月～2018年4月（2013年5月～2016年11月は対象インデックスのデータ）
代表的な資産クラス:2013年5月～2018年4月

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※ファンドの年間騰落率がない期間については、ファンドの年間騰落率に代えて対象インデックスの年間騰落率を用いて算出・表示していますので、ファンドの実績ではありません。

*対象インデックス算出の月末時点はファンドの騰落率算出の月末時点とは異なる場合があります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*各資産クラスの指数
日 本 株…東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。

●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

●「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1836%（税抜0.17%）以内

※平成30年7月12日現在は、年率0.1836%（税抜0.17%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.075%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.075%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.020%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（4）【その他の手数料等】

○信託財産留保額

ありません。

○その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

④マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、平成30年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成30年4月27日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		3,273,163,151	99.95
	内　日本	3,273,163,151	99.95
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,529,831	0.05
純資産総額		3,274,692,982	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（参考）
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		217,076,142,790	101.79
	内　アメリカ	92,100,134,812	43.19
	内　フランス	22,770,020,770	10.68
	内　イタリア	21,658,155,756	10.16
	内　ドイツ	15,773,469,218	7.40
	内　イギリス	15,493,576,091	7.27
	内　スペイン	14,032,519,839	6.58
	内　ベルギー	5,708,826,486	2.68
	内　オランダ	4,796,776,106	2.25
	内　カナダ	4,537,068,365	2.13
	内　オーストラリア	4,536,074,428	2.13
	内　オーストリア	3,731,982,768	1.75
	内　アイルランド	1,747,639,925	0.82
	内　メキシコ	1,723,766,782	0.81
	内　ポーランド	1,426,826,998	0.67
	内　フィンランド	1,345,022,471	0.63
	内　南アフリカ	1,308,242,645	0.61
	内　デンマーク	1,275,850,273	0.60
	内　マレーシア	923,285,660	0.43
	内　シンガポール	811,654,854	0.38
	内　スウェーデン	767,565,115	0.36
	内　ノルウェー	607,683,428	0.28
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		△3,815,170,134	△1.79
純資産総額		213,260,972,656	100.00

その他資産の投資状況

平成30年4月27日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		9,568,445,762	4.49
	―	9,568,445,762	4.49

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（注3）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド 日本	親投資信託受益証券	1,805,683,870	1.8373 3,317,755,848	1.8127 3,273,163,151	－ －	99.95%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.95%
合計	99.95%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	US T N/B 2.0 02/15/22 アメリカ	国債証券	1,913,625,000	97.89 1,873,400,602	97.37 1,863,392,343	2.000000 2022/2/15	0.87%
2	US T N/B 2.625 08/15/20 アメリカ	国債証券	1,804,275,000	100.65 1,816,038,873	100.17 1,807,504,652	2.625000 2020/8/15	0.85%
3	US T N/B 3.625 02/15/20 アメリカ	国債証券	1,673,055,000	102.61 1,716,838,849	102.03 1,707,168,591	3.625000 2020/2/15	0.80%
4	US T N/B 2.125 12/31/21 アメリカ	国債証券	1,716,795,000	98.43 1,689,961,494	97.92 1,681,240,175	2.125000 2021/12/31	0.79%
5	US T N/B 1.25 10/31/19 アメリカ	国債証券	1,640,250,000	98.41 1,614,235,635	98.28 1,612,185,322	1.250000 2019/10/31	0.76%
6	US T N/B 0.875 07/31/19 アメリカ	国債証券	1,640,250,000	98.16 1,610,184,217	98.17 1,610,315,437	0.875000 2019/7/31	0.76%
7	US T N/B 1.0 09/30/19 アメリカ	国債証券	1,640,250,000	98.12 1,609,544,520	98.05 1,608,396,345	1.000000 2019/9/30	0.75%
8	US T N/B 3.5 05/15/20 アメリカ	国債証券	1,530,900,000	102.59 1,570,596,237	101.96 1,560,966,876	3.500000 2020/5/15	0.73%
9	US T N/B 1.0 08/31/19 アメリカ	国債証券	1,476,225,000	98.22 1,449,977,719	98.19 1,449,579,138	1.000000 2019/8/31	0.68%
10	US T N/B 3.125 05/15/19 アメリカ	国債証券	1,421,550,000	101.17 1,438,253,212	100.84 1,433,533,666	3.125000 2019/5/15	0.67%
11	US T N/B 1.625 11/15/22 アメリカ	国債証券	1,476,225,000	95.65 1,412,065,315	95.03 1,402,989,477	1.625000 2022/11/15	0.66%

12	US T N/B 1.75 09/30/22 アメリカ	国債証券	1,366,875,000	96.20 1,315,070,437	95.70 1,308,236,062	1.750000 2022/9/30	0.61%
13	US T N/B 2.0 05/31/21 アメリカ	国債証券	1,312,200,000	98.51 1,292,661,342	98.05 1,286,664,588	2.000000 2021/5/31	0.60%
14	US T N/B 1.375 04/30/20 アメリカ	国債証券	1,312,200,000	98.01 1,286,152,830	97.80 1,283,384,088	1.375000 2020/4/30	0.60%
15	US T N/B 1.875 08/31/22 アメリカ	国債証券	1,312,200,000	96.83 1,270,668,870	96.32 1,264,016,016	1.875000 2022/8/31	0.59%
16	US T N/B 2.25 03/31/21 アメリカ	国債証券	1,257,525,000	99.41 1,250,155,903	98.92 1,243,956,305	2.250000 2021/3/31	0.58%
17	US T N/B 1.75 03/31/22 アメリカ	国債証券	1,279,395,000	96.79 1,238,403,184	96.32 1,232,313,264	1.750000 2022/3/31	0.58%
18	US T N/B 1.75 05/15/22 アメリカ	国債証券	1,268,460,000	96.67 1,226,334,443	96.19 1,220,195,097	1.750000 2022/5/15	0.57%
19	US T N/B 1.125 05/31/19 アメリカ	国債証券	1,202,850,000	98.73 1,187,621,919	98.73 1,187,670,033	1.125000 2019/5/31	0.56%
20	US T N/B 1.875 06/30/20 アメリカ	国債証券	1,202,850,000	98.95 1,190,304,274	98.61 1,186,214,584	1.875000 2020/6/30	0.56%
21	US T N/B 2.125 08/15/21 アメリカ	国債証券	1,202,850,000	98.74 1,187,718,147	98.21 1,181,415,213	2.125000 2021/8/15	0.55%
22	US T N/B 1.375 04/30/21 アメリカ	国債証券	1,225,813,500	96.34 1,181,029,972	96.33 1,180,887,435	1.375000 2021/4/30	0.55%
23	US T N/B 1.25 01/31/20 アメリカ	国債証券	1,180,980,000	98.10 1,158,553,189	97.94 1,156,710,861	1.250000 2020/1/31	0.54%
24	US T N/B 2.0 11/30/20 アメリカ	国債証券	1,148,175,000	98.96 1,136,233,980	98.51 1,131,124,601	2.000000 2020/11/30	0.53%
25	US T N/B 1.375 09/30/23 アメリカ	国債証券	1,202,850,000	93.03 1,119,023,383	92.57 1,113,574,473	1.375000 2023/9/30	0.52%
26	US T N/B 2.25 11/15/24 アメリカ	国債証券	1,159,110,000	96.53 1,118,993,202	95.94 1,112,108,089	2.250000 2024/11/15	0.52%
27	US T N/B 2.0 11/15/21 アメリカ	国債証券	1,137,240,000	98.12 1,115,950,867	97.62 1,110,264,667	2.000000 2021/11/15	0.52%
28	FRANCE OAT 2.5 10/25/20 フランス	国債証券	1,032,642,000	107.59 1,111,060,833	107.30 1,108,097,150	2.500000 2020/10/25	0.52%
29	US T N/B 2.75 11/15/23 アメリカ	国債証券	1,093,500,000	100.15 1,095,205,860	99.40 1,087,004,610	2.750000 2023/11/15	0.51%
30	US T N/B 2.125 09/30/21 アメリカ	国債証券	1,093,500,000	98.62 1,078,464,375	98.11 1,072,909,395	2.125000 2021/9/30	0.50%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成30年4月27日現在

種類	投資比率
国債証券	101.79%
合計	101.79%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	簿価金額（円）	評価金額（円）	投資比率
為替予約取引	－	アメリカ・ドル買／円売２０１８年０５月	買建	37,880,076	4,141,050,000	4,140,671,199	1.94%
		ユーロ買／円売２０１８年０５月	買建	30,494,792	4,037,480,000	4,037,205,547	1.89%
		イギリス・ポンド買／円売２０１８年０５月	買建	4,491,712	683,450,000	683,414,066	0.32%
		オーストラリア・ドル買／円売２０１８年０５月	買建	2,430,498	200,730,000	200,710,556	0.09%
		カナダ・ドル買／円売２０１８年０５月	買建	2,298,389	195,170,000	195,156,209	0.09%
		ポーランド・ズロチ買／円売２０１８年０５月	買建	3,358,037	105,120,000	105,072,987	0.05%
		デンマーク・クローネ買／円売２０１８年０５月	買建	5,248,438	93,270,000	93,264,751	0.04%
		スイス・フラン買／円売２０１８年０５月	買建	818,807	90,520,000	90,510,993	0.04%
		シンガポール・ドル買／円売２０１８年０５月	買建	272,853	22,440,000	22,439,454	0.01%

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）為替予約取引の時価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。
為替予約取引の数量は、現地通貨建契約金額です。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成30年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成28年10月12日)	707	707	0.8876	0.8876
第2計算期間末 (平成29年10月12日)	1,920	1,920	0.9836	0.9836
平成29年4月末日	1,118	－	0.9294	－
5月末日	1,216	－	0.9432	－
6月末日	1,376	－	0.9608	－
7月末日	1,488	－	0.9601	－
8月末日	1,662	－	0.9736	－
9月末日	1,856	－	0.9843	－
10月末日	2,051	－	0.9842	－
11月末日	2,244	－	0.9849	－
12月末日	2,479	－	0.9970	－
平成30年1月末日	2,653	－	0.9723	－
2月末日	2,783	－	0.9473	－
3月末日	2,990	－	0.9534	－
4月末日	3,274	－	0.9649	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	－

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△11.2
第2計算期間	10.8
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	△2.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	987,119,004	189,600,946
第2計算期間	1,711,127,763	556,463,602
平成29年10月13日～ 平成30年4月12日	1,588,891,845	325,762,750

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。

（注2） 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜＜参考情報＞＞

データの基準日:2018年4月27日

基準価額・純資産の推移

(2015年12月18日～2018年4月27日)

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2015年12月18日)
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配の推移(税引前)

第1期 (2016.10.12)	0円
第2期 (2017.10.12)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率
1	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	99.95%

■外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国／地域を表します。

資産の状況

資産の種類		比率(%)
国債証券		101.79
	内 アメリカ	43.19
	内 フランス	10.68
	内 イタリア	10.16
	内 ドイツ	7.40
	内 イギリス	7.27
	内 その他	23.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		△1.79
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率
1	US T N/B 2.0 02/15/22	国債証券	アメリカ	2.000000	2022/2/15	0.87%
2	US T N/B 2.625 08/15/20	国債証券	アメリカ	2.625000	2020/8/15	0.85%
3	US T N/B 3.625 02/15/20	国債証券	アメリカ	3.625000	2020/2/15	0.80%
4	US T N/B 2.125 12/31/21	国債証券	アメリカ	2.125000	2021/12/31	0.79%
5	US T N/B 1.25 10/31/19	国債証券	アメリカ	1.250000	2019/10/31	0.76%
6	US T N/B 0.875 07/31/19	国債証券	アメリカ	0.875000	2019/7/31	0.76%
7	US T N/B 1.0 09/30/19	国債証券	アメリカ	1.000000	2019/9/30	0.75%
8	US T N/B 3.5 05/15/20	国債証券	アメリカ	3.500000	2020/5/15	0.73%
9	US T N/B 1.0 08/31/19	国債証券	アメリカ	1.000000	2019/8/31	0.68%
10	US T N/B 3.125 05/15/19	国債証券	アメリカ	3.125000	2019/5/15	0.67%

年間収益率の推移(暦年ベース)

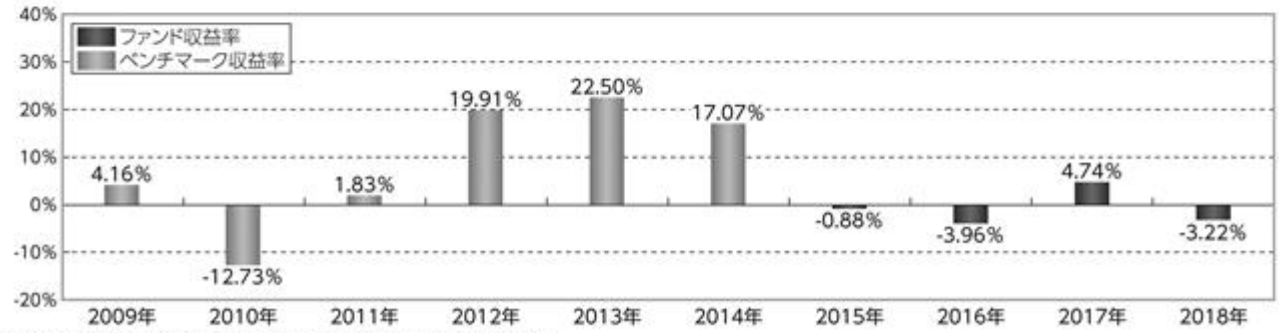

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2015年は設定日から年末までの収益率、および2018年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※2014年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)」です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合には、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。この場合、「分配金自動けいぞく投資コース」でのお申込みとなります。

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得のお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。）

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

ありません。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益者が解約の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約

の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。
・販売会社へのお問い合わせ
・委託会社への照会
ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/
コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。
※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

投資対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	計算日の基準価額
公社債等	計算日※における以下のいずれかの価額 ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。） ・価格情報会社の提供する価額
外貨建資産の円換算	計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
外国為替予約の円換算	計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

※外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.am-one.co.jp/

コールセンター：0120-104-694（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、平成27年12月18日から原則として無期限です。

※ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（4）【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ．償還規定

a.委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃された場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。イ．償還規定 c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ．信託約款の変更等

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者

が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがい約款を変更します。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL　http://www.am-one.co.jp/）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

・委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL　http://www.am-one.co.jp/）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの第1期計算期間は信託約款の規定に基づき、平成27年12月18日から平成28年10月12日までとなっております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成28年10月13日から平成29年10月12日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【たわらノーロード　先進国債券】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,826,162	5,075,878
親投資信託受益証券	707,501,837	1,918,036,783
流動資産合計	710,327,999	1,923,112,661
資産合計	710,327,999	1,923,112,661
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,999,700	1,380,563
未払受託者報酬	53,774	193,034
未払委託者報酬	376,531	1,351,523
その他未払費用	8,553	30,813
流動負債合計	2,438,558	2,955,933
負債合計	2,438,558	2,955,933
純資産の部		
元本等		
元本	※1 797,518,058	※1 1,952,182,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △89,628,617	※2 △32,025,491
（分配準備積立金）	9,065,721	72,651,775
元本等合計	707,889,441	1,920,156,728
純資産合計	707,889,441	1,920,156,728
負債純資産合計	710,327,999	1,923,112,661

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自　平成27年12月18日 至　平成28年10月12日	第2期 自　平成28年10月13日 至　平成29年10月12日
営業収益		
受取利息	57	3
有価証券売買等損益	△44,305,163	120,534,946
営業収益合計	△44,305,106	120,534,949
営業費用		
支払利息	755	3,786
受託者報酬	96,460	307,244
委託者報酬	675,608	2,151,277
その他費用	15,783	49,006
営業費用合計	788,606	2,511,313
営業利益又は営業損失（△）	△45,093,712	118,023,636
経常利益又は経常損失（△）	△45,093,712	118,023,636
当期純利益又は当期純損失（△）	△45,093,712	118,023,636
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△6,760,333	21,810,416
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△89,628,617
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,664,312	51,420,616
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,664,312	51,420,616
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,959,550	90,030,710
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,959,550	90,030,710
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△89,628,617	△32,025,491

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
１．　※１　期首元本額	1,000,000円	797,518,058円
期中追加設定元本額	986,119,004円	1,711,127,763円
期中一部解約元本額	189,600,946円	556,463,602円
２．　受益権の総数	797,518,058口	1,952,182,219口
３．　※２　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は89,628,617円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,025,491円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期 自　平成27年12月18日 至　平成28年10月12日	第2期 自　平成28年10月13日 至　平成29年10月12日
１．　※１　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（9,065,721円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（842,754円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は9,908,475円（1万口当たり124.24円）でありますが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（29,809,857円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（37,269,718円）、信託約款に規定される収益調整金（20,208,232円）及び分配準備積立金（5,572,200円）より分配対象収益は92,860,007円（1万口当たり475.67円）でありますが、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自　平成27年12月18日 至　平成28年10月12日	第2期 自　平成28年10月13日 至　平成29年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△43,041,252	115,182,905
合計	△43,041,252	115,182,905

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期 平成28年10月12日現在	第2期 平成29年10月12日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8876円 (8,876円)	0.9836円 (9,836円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成29年10月12日現在

種　類	銘　柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	1,039,135,759	1,918,036,783	
親投資信託受益証券　合計		1,039,135,759	1,918,036,783	
合計		1,039,135,759	1,918,036,783	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科　　目	注記番号	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
資産の部			
流動資産			
預金		4,622,897,664	4,343,884,183
コール・ローン		292,048,366	1,165,606,740
国債証券		248,004,631,992	232,897,983,305
派生商品評価勘定		3,962,181	2,016,904
未収利息		2,264,031,939	2,192,568,974
前払費用		79,137,813	37,619,690
流動資産合計		255,266,709,955	240,639,679,796
資産合計		255,266,709,955	240,639,679,796
負債の部			
流動負債			
未払解約金		663,989,000	330,542,000
流動負債合計		663,989,000	330,542,000
負債合計		663,989,000	330,542,000
純資産の部			
元本等			
元本	※１	153,207,422,796	130,195,447,784
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		101,395,298,159	110,113,690,012
元本等合計		254,602,720,955	240,309,137,796
純資産合計		254,602,720,955	240,309,137,796
負債純資産合計		255,266,709,955	240,639,679,796

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
１．　※１　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		157,564,385,901円	153,207,422,796円
同期中追加設定元本額		26,745,490,544円	21,978,306,446円
同期中一部解約元本額		31,102,453,649円	44,990,281,458円
元本の内訳			
ファンド名			
	ＤＩＡＭ外国債券パッシブ・ファンド	4,923,309,794円	6,759,004,134円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	17,010,648円	17,683,445円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	50,032,973円	50,060,065円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	71,577,949円	58,635,841円
	グローバル８資産ラップファンド（安定型）	40,389,489円	44,669,472円
	グローバル８資産ラップファンド（中立型）	43,876,816円	51,686,380円
	グローバル８資産ラップファンド（積極型）	34,916,201円	39,602,572円
	たわらノーロード　先進国債券	425,744,276円	1,039,135,759円
	たわらノーロード　先進国債券＜ラップ向け＞	606,412円	606,412円
	たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	－円	7,570,532円
	ＤＩＡＭ外国債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	4,782,952,941円	4,916,674,933円

ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	445,944,676円	455,372,807円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	1,429,659,466円	1,489,280,019円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	1,455,334,787円	1,543,316,647円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	353,883,541円	358,729,368円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	730,899,335円	765,153,538円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	531,495,396円	582,487,469円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	27,312,327円	25,451,454円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	581,807,796円	600,460,341円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	8,340,436円	8,668,156円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	12,331,966円	16,036,948円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	22,428,978円	33,374,086円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	39,976,566円	60,124,279円
クルーズコントロール	2,024,754,282円	2,885,688,666円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	39,881,567円	59,102,207円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス・Ｆ（成長型）	51,403,963円	94,306,759円
クルーズコントロール＜ＤＣ年金＞	646,905円	962,416円
ＤＩＡＭコア資産設計ファンド（堅実型）	13,148,246円	8,481,034円
ＤＩＡＭコア資産設計ファンド（積極型）	33,073,415円	26,423,326円
ダイナミック・ナビゲーション	333,384円	365,719円
ＤＩＡＭパッシブ資産分散ファンド	1,651,641,769円	1,481,037,130円
ＤＩＡＭ為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	7,895,832,420円	7,003,675,809円
ＤＩＡＭ外国債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	4,286,933,742円	4,672,682,557円
外国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	4,756,637,427円	4,149,925,792円
ＤＩＡＭアクティブアロケーション私募ファンド（適格機関投資家限定）	281,150,448円	－円
先進国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	－円	576,382,992円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	127,409,910円	105,167,308円

ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,449,457,258円	1,024,861,880円	
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	843,885,824円	730,837,466円	
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	89,083,952円	63,587,907円	
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	162,342,227円	132,619,902円	
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	41,481,518円	29,420,321円	
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	17,272,003円	12,367,624円	
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,610,042,461円	82,917,602円	
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,083,797,795円	91,738,276円	
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,830,307,899円	3,915,386,296円	
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,845,837,057円	2,574,346,852円	
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,634,610,481円	4,279,533,003円	
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	977,493,356円	788,955,022円	
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	3,036,652,050円	745,760,084円	
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	4,400,424,719円	3,711,066,612円	
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	16,488,444,970円	13,443,641,306円	
ＤＩＡＭグローバルβ私募ファンド（適格機関投資家向け）	64,131,288円	13,975,529円	
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,401,530,036円	366,009,325円	
ＤＩＡＭ世界バランスファンド３５ＶＡ（適格機関投資家限定）	11,168,532,699円	5,331,508,870円	

ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	16,608,296,167円	15,297,076,561円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	21,048,962,914円	19,723,402,912円
ＤＩＡＭバランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	27,742,137円	14,585,789円
ＤＩＡＭバランス５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	9,926,790円	16,997,854円
ＤＩＡＭバランス７０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,425,740円	6,104,411円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	18,889,807,936円	17,579,189,791円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	128,259,731円	106,638,471円
ＤＩＡＭバランス２０ＶＡ（適格機関投資家限定）	154,605,081円	124,537,679円
ＤＩＡＭバランス４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	237,762円	237,498円
ＤＩＡＭバランス６０ＶＡ（適格機関投資家限定）	150,698円	156,569円
計	153,207,422,796円	130,195,447,784円
２．　受益権の総数	153,207,422,796口	130,195,447,784口

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成27年12月18日 至　平成28年10月12日	自　平成28年10月13日 至　平成29年10月12日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,779,748,901	△356,950,364
合計	1,779,748,901	△356,950,364

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成28年2月23日から平成28年10月12日まで及び平成29年2月22日から平成29年10月12日まで）に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	平成28年10月12日 現在				平成29年10月12日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	710,939,851	－	706,977,670	3,962,181	212,343,756	－	212,334,760	8,996
アメリカ・ドル	368,553,984	－	367,679,240	874,744	106,131,088	－	106,124,480	6,608
イギリス・ポンド	58,094,079	－	57,571,770	522,309	－	－	－	－
ユーロ	284,291,788	－	281,726,660	2,565,128	106,212,668	－	106,210,280	2,388
買　建	－	－	－	－	668,376,422	－	670,384,330	2,007,908
アメリカ・ドル	－	－	－	－	300,629,777	－	301,001,880	372,103
イギリス・ポンド	－	－	－	－	100,188,900	－	100,521,000	332,100
ユーロ	－	－	－	－	267,557,745	－	268,861,450	1,303,705
合計	710,939,851	－	706,977,670	3,962,181	880,720,178	－	882,719,090	2,016,904

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成28年10月12日現在	平成29年10月12日現在
１口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.6618円 (16,618円)	1.8458円 (18,458円)

附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

平成29年10月12日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US T N/B 0.875 07/31/19	7,000,000.000	6,923,140.000	
		US T N/B 1.0 08/31/19	13,500,000.000	13,372,290.000	
		US T N/B 1.0 09/30/19	5,000,000.000	4,950,150.000	
		US T N/B 1.0 11/30/19	6,500,000.000	6,425,835.000	
		US T N/B 1.125 05/31/19	11,000,000.000	10,937,630.000	
		US T N/B 1.25 01/31/20	10,800,000.000	10,721,484.000	
		US T N/B 1.25 10/31/19	7,000,000.000	6,959,470.000	
		US T N/B 1.25 12/15/18	15,000,000.000	14,966,550.000	
		US T N/B 1.375 01/31/20	2,000,000.000	1,991,240.000	
		US T N/B 1.375 02/28/19	13,000,000.000	12,984,660.000	
		US T N/B 1.375 03/31/20	6,300,000.000	6,266,484.000	
		US T N/B 1.375 04/30/20	12,000,000.000	11,932,440.000	
		US T N/B 1.375 05/31/20	3,500,000.000	3,478,650.000	
		US T N/B 1.375 06/30/23	7,000,000.000	6,744,010.000	
		US T N/B 1.375 09/30/18	30,100,000.000	30,087,960.000	
		US T N/B 1.375 09/30/23	11,000,000.000	10,567,700.000	
		US T N/B 1.5 08/15/26	9,600,000.000	8,981,952.000	
		US T N/B 1.5 12/31/18	17,000,000.000	17,011,900.000	
		US T N/B 1.625 02/15/26	5,500,000.000	5,226,705.000	
		US T N/B 1.625 03/31/19	15,000,000.000	15,032,700.000	
		US T N/B 1.625 05/15/26	8,500,000.000	8,057,065.000	
		US T N/B 1.625 08/15/22	9,500,000.000	9,367,095.000	
		US T N/B 1.625 11/15/22	7,500,000.000	7,373,700.000	
		US T N/B 1.75 01/31/23	5,000,000.000	4,934,750.000	
		US T N/B 1.75 03/31/22	11,700,000.000	11,619,504.000	
		US T N/B 1.75 05/15/22	11,600,000.000	11,526,572.000	
		US T N/B 1.75 05/15/23	7,000,000.000	6,891,710.000	
		US T N/B 1.75 09/30/22	5,000,000.000	4,948,400.000	
		US T N/B 1.75 10/31/20	6,000,000.000	6,013,560.000	
		US T N/B 1.75 12/31/20	9,000,000.000	9,010,530.000	
		US T N/B 1.875 06/30/20	11,000,000.000	11,076,010.000	
		US T N/B 1.875 08/31/22	7,000,000.000	6,972,630.000	
		US T N/B 2.0 02/15/22	17,500,000.000	17,588,725.000	
		US T N/B 2.0 02/15/23	9,500,000.000	9,496,200.000	
		US T N/B 2.0 02/15/25	9,500,000.000	9,362,630.000	
		US T N/B 2.0 02/28/21	6,500,000.000	6,558,370.000	
		US T N/B 2.0 05/31/21	12,000,000.000	12,091,800.000	
		US T N/B 2.0 05/31/24	10,000,000.000	9,908,500.000	
		US T N/B 2.0 08/15/25	9,000,000.000	8,838,900.000	
		US T N/B 2.0 09/30/20	6,000,000.000	6,059,520.000	

		US T N/B 2.0 11/15/21	10,400,000.000	10,467,392.000	
		US T N/B 2.0 11/15/26	11,000,000.000	10,711,250.000	
		US T N/B 2.0 11/30/20	10,500,000.000	10,597,545.000	
		US T N/B 2.125 01/31/21	8,000,000.000	8,103,120.000	
		US T N/B 2.125 05/15/25	10,500,000.000	10,421,250.000	
		US T N/B 2.125 06/30/22	9,500,000.000	9,580,085.000	
		US T N/B 2.125 08/15/21	21,000,000.000	21,241,080.000	
		US T N/B 2.125 08/31/20	3,000,000.000	3,040,530.000	
		US T N/B 2.125 09/30/21	10,000,000.000	10,108,500.000	
		US T N/B 2.125 12/31/21	15,700,000.000	15,858,099.000	
		US T N/B 2.125 12/31/22	8,000,000.000	8,049,360.000	
		US T N/B 2.25 02/15/27	12,000,000.000	11,910,000.000	
		US T N/B 2.25 03/31/21	11,500,000.000	11,688,600.000	
		US T N/B 2.25 08/15/46	5,500,000.000	4,821,520.000	
		US T N/B 2.25 11/15/24	8,600,000.000	8,634,228.000	
		US T N/B 2.25 11/15/25	10,000,000.000	9,990,600.000	
		US T N/B 2.375 05/15/27	3,000,000.000	3,009,360.000	
		US T N/B 2.375 08/15/24	8,900,000.000	9,019,527.000	
		US T N/B 2.375 12/31/20	8,300,000.000	8,472,474.000	
		US T N/B 2.5 02/15/45	5,500,000.000	5,116,705.000	
		US T N/B 2.5 02/15/46	5,000,000.000	4,634,750.000	
		US T N/B 2.5 05/15/24	9,000,000.000	9,197,550.000	
		US T N/B 2.5 05/15/46	5,000,000.000	4,632,400.000	
		US T N/B 2.5 08/15/23	8,000,000.000	8,198,080.000	
		US T N/B 2.625 08/15/20	16,500,000.000	16,951,770.000	
		US T N/B 2.625 11/15/20	6,000,000.000	6,169,200.000	
		US T N/B 2.75 02/15/19	12,000,000.000	12,204,360.000	
		US T N/B 2.75 02/15/24	12,600,000.000	13,070,484.000	
		US T N/B 2.75 08/15/42	3,300,000.000	3,255,912.000	
		US T N/B 2.75 08/15/47	1,100,000.000	1,070,608.000	
		US T N/B 2.75 11/15/23	10,000,000.000	10,384,300.000	
		US T N/B 2.75 11/15/42	3,400,000.000	3,351,108.000	
		US T N/B 2.875 05/15/43	5,170,000.000	5,202,312.500	
		US T N/B 2.875 08/15/45	5,500,000.000	5,509,405.000	
		US T N/B 2.875 11/15/46	3,500,000.000	3,500,525.000	
		US T N/B 3.0 02/15/47	5,200,000.000	5,330,364.000	
		US T N/B 3.0 05/15/42	2,270,000.000	2,344,206.300	
		US T N/B 3.0 05/15/45	4,700,000.000	4,825,537.000	
		US T N/B 3.0 05/15/47	6,900,000.000	7,062,771.000	
		US T N/B 3.0 11/15/44	5,800,000.000	5,964,430.000	
		US T N/B 3.0 11/15/45	5,000,000.000	5,130,050.000	
		US T N/B 3.125 02/15/42	1,800,000.000	1,900,674.000	
		US T N/B 3.125 02/15/43	3,600,000.000	3,790,944.000	
		US T N/B 3.125 05/15/19	13,000,000.000	13,337,610.000	
		US T N/B 3.125 05/15/21	8,000,000.000	8,382,480.000	
		US T N/B 3.125 08/15/44	6,100,000.000	6,420,677.000	
		US T N/B 3.125 11/15/41	1,800,000.000	1,901,250.000	
		US T N/B 3.375 05/15/44	5,200,000.000	5,719,584.000	
		US T N/B 3.375 11/15/19	4,000,000.000	4,150,920.000	

		US T N/B 3.5 02/15/39	2,000,000.000	2,255,460.000	
		US T N/B 3.5 05/15/20	14,000,000.000	14,681,940.000	
		US T N/B 3.625 02/15/20	17,000,000.000	17,806,820.000	
		US T N/B 3.625 02/15/21	5,500,000.000	5,839,845.000	
		US T N/B 3.625 02/15/44	5,000,000.000	5,735,150.000	
		US T N/B 3.625 08/15/19	5,000,000.000	5,194,300.000	
		US T N/B 3.625 08/15/43	5,200,000.000	5,953,584.000	
		US T N/B 3.75 08/15/41	2,400,000.000	2,800,296.000	
		US T N/B 3.75 11/15/43	4,900,000.000	5,730,305.000	
		US T N/B 3.875 08/15/40	2,100,000.000	2,493,414.000	
		US T N/B 4.25 05/15/39	1,630,000.000	2,036,603.500	
		US T N/B 4.25 11/15/40	2,000,000.000	2,505,140.000	
		US T N/B 4.375 02/15/38	750,000.000	951,615.000	
		US T N/B 4.375 05/15/40	2,540,000.000	3,231,946.800	
		US T N/B 4.375 05/15/41	2,450,000.000	3,128,331.500	
		US T N/B 4.375 11/15/39	1,660,000.000	2,109,611.000	
		US T N/B 4.5 02/15/36	2,000,000.000	2,567,340.000	
		US T N/B 4.5 05/15/38	1,430,000.000	1,844,242.400	
		US T N/B 4.5 08/15/39	1,400,000.000	1,807,190.000	
		US T N/B 4.625 02/15/40	2,800,000.000	3,679,368.000	
		US T N/B 4.75 02/15/41	1,800,000.000	2,414,250.000	
		US T N/B 5.0 05/15/37	800,000.000	1,091,936.000	
		US T N/B 5.25 11/15/28	1,500,000.000	1,921,335.000	
		US T N/B 5.375 02/15/31	1,500,000.000	2,005,545.000	
		US T N/B 5.5 08/15/28	1,800,000.000	2,340,630.000	
		US T N/B 6.0 02/15/26	3,200,000.000	4,115,488.000	
		US T N/B 6.125 11/15/27	1,400,000.000	1,879,542.000	
		US T N/B 6.25 05/15/30	1,400,000.000	1,984,388.000	
		US T N/B 6.25 08/15/23	10,000,000.000	12,315,600.000	
		US T N/B 8.0 11/15/21	6,000,000.000	7,464,360.000	
		US T N/B 8.125 08/15/19	4,000,000.000	4,480,760.000	
		US T N/B 8.875 02/15/19	4,000,000.000	4,399,200.000	
	アメリカ・ドル　小計		876,100,000.000 (98,517,445,000)	896,460,144.000 (100,806,943,193)	
	イギリス・ポンド	UK TREASURY 0.5 07/22/22	1,350,000.000	1,331,761.500	
		UK TREASURY 1.25 07/22/27	1,200,000.000	1,182,672.000	
		UK TREASURY 1.5 01/22/21	3,200,000.000	3,293,824.000	
		UK TREASURY 1.5 07/22/26	3,150,000.000	3,210,543.000	
		UK TREASURY 1.5 07/22/47	2,000,000.000	1,798,400.000	
		UK TREASURY 1.75 07/22/19	4,400,000.000	4,500,760.000	
		UK TREASURY 1.75 07/22/57	500,000.000	493,100.000	

		UK TREASURY 1.75 09/07/22	3,300,000.000	3,453,978.000	
		UK TREASURY 1.75 09/07/37	500,000.000	483,250.000	
		UK TREASURY 2.0 07/22/20	1,500,000.000	1,560,360.000	
		UK TREASURY 2.0 09/07/25	2,900,000.000	3,086,934.000	
		UK TREASURY 2.25 09/07/23	2,500,000.000	2,693,375.000	
		UK TREASURY 2.5 07/22/65	1,650,000.000	2,051,874.000	
		UK TREASURY 2.75 09/07/24	2,000,000.000	2,230,520.000	
		UK TREASURY 3.25 01/22/44	3,000,000.000	3,771,900.000	
		UK TREASURY 3.5 01/22/45	2,800,000.000	3,691,800.000	
		UK TREASURY 3.5 07/22/68	2,120,000.000	3,370,588.000	
		UK TREASURY 3.75 07/22/52	2,100,000.000	3,112,200.000	
		UK TREASURY 3.75 09/07/19	2,200,000.000	2,338,930.000	
		UK TREASURY 3.75 09/07/20	2,900,000.000	3,169,613.000	
		UK TREASURY 3.75 09/07/21	1,850,000.000	2,073,110.000	
		UK TREASURY 4.0 01/22/60	2,100,000.000	3,486,420.000	
		UK TREASURY 4.0 03/07/22	2,300,000.000	2,632,166.000	
		UK TREASURY 4.25 03/07/36	2,800,000.000	3,837,960.000	
		UK TREASURY 4.25 06/07/32	2,150,000.000	2,857,135.000	
		UK TREASURY 4.25 09/07/39	1,700,000.000	2,395,470.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/27	1,700,000.000	2,161,720.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/40	2,150,000.000	3,065,900.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/46	2,180,000.000	3,283,516.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/49	2,070,000.000	3,232,098.000	
		UK TREASURY 4.25 12/07/55	2,190,000.000	3,659,928.000	
		UK TREASURY 4.5 03/07/19	1,250,000.000	1,321,100.000	

		UK TREASURY 4.5 09/07/34	2,650,000.000	3,686,150.000	
		UK TREASURY 4.5 12/07/42	2,300,000.000	3,454,600.000	
		UK TREASURY 4.75 03/07/20	1,850,000.000	2,040,346.500	
		UK TREASURY 4.75 12/07/30	1,700,000.000	2,332,230.000	
		UK TREASURY 4.75 12/07/38	2,000,000.000	2,981,800.000	
		UK TREASURY 5.0 03/07/25	2,030,000.000	2,596,938.400	
		UK TREASURY 6.0 12/07/28	1,350,000.000	1,984,770.000	
		UK TREASURY 8.0 06/07/21	1,700,000.000	2,155,141.000	
	イギリス・ポンド　小計		85,290,000.000 (12,702,239,700)	106,064,881.400 (15,796,242,787)	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN 4.5 04/15/20	4,400,000.000	4,665,936.000	
		AUSTRALIAN 5.25 03/15/19	3,700,000.000	3,876,749.000	
		AUSTRALIAN 5.75 05/15/21	3,700,000.000	4,153,657.000	
		AUSTRALIAN 1.75 11/21/20	2,400,000.000	2,372,904.000	
		AUSTRALIAN 2.0 12/21/21	1,000,000.000	988,790.000	
		AUSTRALIAN 2.25 05/21/28	2,400,000.000	2,269,200.000	
		AUSTRALIAN 2.75 04/21/24	3,100,000.000	3,135,929.000	
		AUSTRALIAN 2.75 06/21/35	900,000.000	839,925.000	
		AUSTRALIAN 2.75 10/21/19	1,500,000.000	1,524,045.000	
		AUSTRALIAN 2.75 11/21/27	3,200,000.000	3,176,480.000	
		AUSTRALIAN 2.75 11/21/28	2,200,000.000	2,172,324.000	
		AUSTRALIAN 3.0 03/21/47	1,100,000.000	983,389.000	
		AUSTRALIAN 3.25 04/21/25	3,500,000.000	3,642,205.000	
		AUSTRALIAN 3.25 04/21/29	1,900,000.000	1,963,080.000	
		AUSTRALIAN 3.25 06/21/39	900,000.000	878,427.000	
		AUSTRALIAN 3.25 10/21/18	1,700,000.000	1,725,177.000	
		AUSTRALIAN 3.75 04/21/37	1,650,000.000	1,754,560.500	

	AUSTRALIAN 4.25 04/21/26	4,000,000.000	4,462,040.000	
	AUSTRALIAN 4.5 04/21/33	1,800,000.000	2,108,484.000	
	AUSTRALIAN 4.75 04/21/27	3,100,000.000	3,610,880.000	
	AUSTRALIAN 5.5 04/21/23	3,000,000.000	3,472,710.000	
	AUSTRALIAN 5.75 07/15/22	4,000,000.000	4,610,840.000	
オーストラリア・ドル　小計		55,150,000.000 (4,839,964,000)	58,387,731.500 (5,124,107,316)	
カナダ・ドル	CANADA 8.0 06/01/27	1,000,000.000	1,512,770.000	
	CANADA 0.5 11/01/18	4,600,000.000	4,554,644.000	
	CANADA 0.75 08/01/19	2,700,000.000	2,661,687.000	
	CANADA 0.75 09/01/20	2,400,000.000	2,342,664.000	
	CANADA 0.75 09/01/21	600,000.000	579,210.000	
	CANADA 1.0 06/01/27	800,000.000	723,560.000	
	CANADA 1.0 09/01/22	800,000.000	771,440.000	
	CANADA 1.5 03/01/20	1,500,000.000	1,497,555.000	
	CANADA 1.5 06/01/23	1,800,000.000	1,767,600.000	
	CANADA 1.5 06/01/26	1,700,000.000	1,626,288.000	
	CANADA 1.75 03/01/19	1,900,000.000	1,907,125.000	
	CANADA 2.25 06/01/25	1,800,000.000	1,834,092.000	
	CANADA 2.5 06/01/24	2,000,000.000	2,072,340.000	
	CANADA 2.75 06/01/22	3,900,000.000	4,075,656.000	
	CANADA 2.75 12/01/48	1,250,000.000	1,329,250.000	
	CANADA 2.75 12/01/64	900,000.000	981,126.000	
	CANADA 3.25 06/01/21	4,700,000.000	4,963,623.000	
	CANADA 3.5 06/01/20	3,800,000.000	3,986,276.000	
	CANADA 3.5 12/01/45	1,900,000.000	2,289,766.000	
	CANADA 3.75 06/01/19	3,700,000.000	3,831,905.000	
	CANADA 4.0 06/01/41	2,000,000.000	2,547,740.000	
	CANADA 5.0 06/01/37	1,860,000.000	2,609,914.800	
	CANADA 5.75 06/01/29	1,600,000.000	2,180,624.000	
	CANADA 5.75 06/01/33	1,800,000.000	2,607,984.000	
カナダ・ドル　小計		51,010,000.000 (4,608,243,400)	55,254,839.800 (4,991,722,228)	
シンガポール・ドル	SINGAPORE 1.25 10/01/21	1,000,000.000	990,300.000	
	SINGAPORE 2.0 07/01/20	800,000.000	814,080.000	
	SINGAPORE 2.375 06/01/25	500,000.000	515,500.000	
	SINGAPORE 2.75 03/01/46	410,000.000	433,968.600	
	SINGAPORE 2.75 04/01/42	550,000.000	582,175.000	
	SINGAPORE 2.875 07/01/29	400,000.000	427,600.000	
	SINGAPORE 2.875 09/01/30	460,000.000	491,648.000	
	SINGAPORE 3.0 09/01/24	810,000.000	868,725.000	
	SINGAPORE 3.125 09/01/22	1,600,000.000	1,712,800.000	

	SINGAPORE 3.25 09/01/20	1,340,000.000	1,410,618.000	
	SINGAPORE 3.375 09/01/33	480,000.000	543,542.400	
	SINGAPORE 3.5 03/01/27	900,000.000	1,008,243.000	
シンガポール・ドル　小計		9,250,000.000 (768,397,500)	9,799,200.000 (814,019,544)	
スウェーデン・クローナ	SWEDEN 1.0 11/12/26	7,000,000.000	7,175,000.000	
	SWEDEN 1.5 11/13/23	9,700,000.000	10,394,617.000	
	SWEDEN 2.5 05/12/25	10,300,000.000	11,829,859.000	
	SWEDEN 3.5 03/30/39	6,400,000.000	8,503,552.000	
	SWEDEN 3.5 06/01/22	16,370,000.000	18,995,911.700	
	SWEDEN 4.25 03/12/19	8,800,000.000	9,413,448.000	
	SWEDEN 5.0 12/01/20	11,410,000.000	13,307,939.400	
スウェーデン・クローナ　小計		69,980,000.000 (979,020,200)	79,620,327.100 (1,113,888,376)	
デンマーク・クローネ	DENMARK 0.25 11/15/18	4,000,000.000	4,038,840.000	
	DENMARK 0.5 11/15/27	3,000,000.000	2,982,030.000	
	DENMARK 1.5 11/15/23	5,500,000.000	6,009,300.000	
	DENMARK 1.75 11/15/25	13,470,000.000	15,083,032.500	
	DENMARK 3.0 11/15/21	13,000,000.000	14,777,100.000	
	DENMARK 4.0 11/15/19	12,400,000.000	13,596,600.000	
	DENMARK 4.5 11/15/39	15,200,000.000	25,467,448.000	
デンマーク・クローネ　小計		66,570,000.000 (1,192,934,400)	81,954,350.500 (1,468,621,961)	
ノルウェー・クローネ	NORWAY 1.5 02/19/26	6,000,000.000	5,993,400.000	
	NORWAY 1.75 02/17/27	500,000.000	506,210.000	
	NORWAY 1.75 03/13/25	3,800,000.000	3,885,196.000	
	NORWAY 2.0 05/24/23	7,600,000.000	7,917,832.000	
	NORWAY 3.0 03/14/24	7,400,000.000	8,162,940.000	
	NORWAY 3.75 05/25/21	11,500,000.000	12,643,675.000	
	NORWAY 4.5 05/22/19	6,560,000.000	6,978,200.000	
ノルウェー・クローネ　小計		43,360,000.000 (616,145,600)	46,087,453.000 (654,902,707)	
ポーランド・ズロチ	POLAND 1.5 04/25/20	3,000,000.000	2,968,500.000	
	POLAND 1.75 07/25/21	2,200,000.000	2,151,380.000	
	POLAND 2.25 04/25/22	4,000,000.000	3,934,400.000	
	POLAND 2.5 07/25/26	4,200,000.000	3,940,650.000	
	POLAND 2.5 07/25/27	800,000.000	740,320.000	
	POLAND 3.25 07/25/19	4,970,000.000	5,110,651.000	
	POLAND 3.25 07/25/25	5,300,000.000	5,312,243.000	
	POLAND 4.0 10/25/23	3,100,000.000	3,280,885.000	
	POLAND 5.25 10/25/20	6,890,000.000	7,516,990.000	
	POLAND 5.5 10/25/19	2,690,000.000	2,886,370.000	
	POLAND 5.75 04/25/29	1,440,000.000	1,776,614.400	
	POLAND 5.75 09/23/22	3,200,000.000	3,645,120.000	
	POLAND 5.75 10/25/21	3,680,000.000	4,141,472.000	
ポーランド・ズロチ　小計		45,470,000.000 (1,420,482,800)	47,405,595.400 (1,480,950,800)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIA 3.418 08/15/22	3,000,000.000	2,960,580.000	

	MALAYSIA 3.48 03/15/23	1,220,000.000	1,200,541.000	
	MALAYSIA 3.492 03/31/20	2,200,000.000	2,205,500.000	
	MALAYSIA 3.502 05/31/27	2,570,000.000	2,448,130.600	
	MALAYSIA 3.733 06/15/28	2,000,000.000	1,920,560.000	
	MALAYSIA 3.844 04/15/33	1,210,000.000	1,145,386.000	
	MALAYSIA 3.892 03/15/27	800,000.000	784,544.000	
	MALAYSIA 4.127 04/15/32	1,850,000.000	1,797,053.000	
	MALAYSIA 4.16 07/15/21	5,500,000.000	5,612,090.000	
	MALAYSIA 4.181 07/15/24	1,430,000.000	1,453,938.200	
	MALAYSIA 4.378 11/29/19	3,680,000.000	3,759,377.600	
	MALAYSIA 4.392 04/15/26	3,070,000.000	3,143,066.000	
	MALAYSIA 4.498 04/15/30	1,800,000.000	1,817,118.000	
	MALAYSIA 4.935 09/30/43	1,500,000.000	1,523,010.000	
	MALAYSIA 5.248 09/15/28	1,600,000.000	1,732,400.000	
マレーシア・リンギット　小計		33,430,000.000 (892,246,700)	33,503,294.400 (894,202,928)	
メキシコ・ペソ	MEXICAN BONDS 10.0 11/20/36	13,000,000.000	16,310,710.000	
	MEXICAN BONDS 10.0 12/05/24	35,000,000.000	40,924,450.000	
	MEXICAN BONDS 5.0 12/11/19	26,000,000.000	25,046,840.000	
	MEXICAN BONDS 5.75 03/05/26	5,000,000.000	4,593,850.000	
	MEXICAN BONDS 6.5 06/09/22	26,000,000.000	25,629,760.000	
	MEXICAN BONDS 6.5 06/10/21	38,000,000.000	37,574,020.000	
	MEXICAN BONDS 7.5 06/03/27	10,000,000.000	10,248,100.000	
	MEXICAN BONDS 7.75 05/29/31	10,000,000.000	10,382,200.000	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/13/42	22,000,000.000	22,551,540.000	
	MEXICAN BONDS 7.75 11/23/34	7,000,000.000	7,233,450.000	
	MEXICAN BONDS 8.0 06/11/20	30,000,000.000	30,843,300.000	
	MEXICAN BONDS 8.0 11/07/47	5,000,000.000	5,264,250.000	
	MEXICAN BONDS 8.0 12/07/23	14,000,000.000	14,736,540.000	
	MEXICAN BONDS 8.5 05/31/29	31,000,000.000	34,139,680.000	
	MEXICAN BONDS 8.5 11/18/38	15,000,000.000	16,582,350.000	
	MEXICAN BONDS 8.5 12/13/18	25,500,000.000	25,931,205.000	
メキシコ・ペソ　小計		312,500,000.000 (1,878,125,000)	327,992,245.000 (1,971,233,392)	

	ユーロ	AUSTRIA 0.25 10/18/19	250,000.000	254,325.000	
		AUSTRIA 0.75 10/20/26	2,200,000.000	2,238,126.000	
		AUSTRIA 07/15/23	350,000.000	349,562.500	
		AUSTRIA 1.2 10/20/25	1,300,000.000	1,386,177.000	
		AUSTRIA 1.5 02/20/47	80,000.000	78,576.000	
		AUSTRIA 1.5 11/02/86	530,000.000	447,818.200	
		AUSTRIA 1.65 10/21/24	1,250,000.000	1,376,375.000	
		AUSTRIA 1.75 10/20/23	1,400,000.000	1,546,020.000	
		AUSTRIA 1.95 06/18/19	1,400,000.000	1,461,040.000	
		AUSTRIA 2.4 05/23/34	900,000.000	1,074,483.000	
		AUSTRIA 3.15 06/20/44	910,000.000	1,249,766.700	
		AUSTRIA 3.4 11/22/22	1,500,000.000	1,773,900.000	
		AUSTRIA 3.5 09/15/21	1,900,000.000	2,189,750.000	
		AUSTRIA 3.65 04/20/22	1,200,000.000	1,412,460.000	
		AUSTRIA 3.8 01/26/62	820,000.000	1,346,661.400	
		AUSTRIA 3.9 07/15/20	2,150,000.000	2,412,407.500	
		AUSTRIA 4.15 03/15/37	1,650,000.000	2,487,375.000	
		AUSTRIA 4.35 03/15/19	1,440,000.000	1,542,657.600	
		AUSTRIA 4.85 03/15/26	1,300,000.000	1,785,953.000	
		AUSTRIA 6.25 07/15/27	1,150,000.000	1,776,554.500	
		BELGIUM 0.8 06/22/25	2,000,000.000	2,061,880.000	
		BELGIUM 0.8 06/22/27	500,000.000	502,855.000	
		BELGIUM 1.0 06/22/26	1,800,000.000	1,868,670.000	
		BELGIUM 1.0 06/22/31	1,300,000.000	1,280,630.000	
		BELGIUM 1.6 06/22/47	900,000.000	861,957.000	
		BELGIUM 1.9 06/22/38	1,050,000.000	1,128,886.500	
		BELGIUM 2.15 06/22/66	700,000.000	725,480.000	
		BELGIUM 2.25 06/22/23	1,700,000.000	1,921,425.000	
		BELGIUM 2.6 06/22/24	2,600,000.000	3,017,144.000	
		BELGIUM 3.0 06/22/34	850,000.000	1,072,810.500	
		BELGIUM 3.0 09/28/19	1,300,000.000	1,391,195.000	
		BELGIUM 3.75 06/22/45	1,280,000.000	1,864,332.800	
		BELGIUM 3.75 09/28/20	2,800,000.000	3,154,396.000	
		BELGIUM 4.0 03/28/19	1,050,000.000	1,120,717.500	
		BELGIUM 4.0 03/28/22	1,800,000.000	2,145,438.000	
		BELGIUM 4.0 03/28/32	1,200,000.000	1,668,192.000	
		BELGIUM 4.25 03/28/41	2,200,000.000	3,380,058.000	
		BELGIUM 4.25 09/28/21	2,150,000.000	2,546,460.000	
		BELGIUM 4.25 09/28/22	2,300,000.000	2,808,254.000	
		BELGIUM 4.5 03/28/26	1,600,000.000	2,143,856.000	
		BELGIUM 5.0 03/28/35	2,600,000.000	4,133,818.000	
		BELGIUM 5.5 03/28/28	2,700,000.000	4,007,367.000	
		BUNDESOBL 0.25 10/16/20	1,000,000.000	1,025,600.000	
		BUNDESOBL 0.5 04/12/19	3,100,000.000	3,158,621.000	
		BUNDESOBL 04/08/22	500,000.000	508,050.000	
		BUNDESOBL 04/09/21	2,200,000.000	2,240,700.000	
		BUNDESOBL 1.0 10/12/18	1,800,000.000	1,831,680.000	
		BUNDESSCHAT 03/15/19	2,600,000.000	2,628,340.000	

		DEUTSCHLAND 0.25 02/15/27	3,500,000.000	3,457,930.000	
		DEUTSCHLAND 0.5 02/15/25	2,700,000.000	2,786,508.000	
		DEUTSCHLAND 0.5 02/15/26	3,200,000.000	3,276,032.000	
		DEUTSCHLAND 08/15/26	2,600,000.000	2,532,816.000	
		DEUTSCHLAND 1.0 08/15/24	2,600,000.000	2,780,050.000	
		DEUTSCHLAND 1.0 08/15/25	3,200,000.000	3,417,280.000	
		DEUTSCHLAND 1.5 02/15/23	2,100,000.000	2,294,607.000	
		DEUTSCHLAND 1.5 05/15/23	3,800,000.000	4,159,632.000	
		DEUTSCHLAND 1.5 05/15/24	2,000,000.000	2,204,260.000	
		DEUTSCHLAND 1.5 09/04/22	2,200,000.000	2,395,822.000	
		DEUTSCHLAND 1.75 02/15/24	1,500,000.000	1,674,600.000	
		DEUTSCHLAND 1.75 07/04/22	3,500,000.000	3,847,760.000	
		DEUTSCHLAND 2.0 01/04/22	4,400,000.000	4,854,080.000	
		DEUTSCHLAND 2.0 08/15/23	2,500,000.000	2,814,750.000	
		DEUTSCHLAND 2.25 09/04/20	4,200,000.000	4,553,220.000	
		DEUTSCHLAND 2.25 09/04/21	3,500,000.000	3,875,900.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 01/04/21	2,200,000.000	2,420,660.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 07/04/44	2,800,000.000	3,621,100.000	
		DEUTSCHLAND 2.5 08/15/46	2,780,000.000	3,621,784.000	
		DEUTSCHLAND 3.0 07/04/20	3,000,000.000	3,300,900.000	
		DEUTSCHLAND 3.25 01/04/20	4,800,000.000	5,226,720.000	
		DEUTSCHLAND 3.25 07/04/21	3,500,000.000	3,995,250.000	
		DEUTSCHLAND 3.25 07/04/42	2,050,000.000	2,978,035.000	
		DEUTSCHLAND 3.5 07/04/19	4,400,000.000	4,725,028.000	
		DEUTSCHLAND 3.75 01/04/19	4,900,000.000	5,174,596.000	

		DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	2,950,000.000	4,513,942.500	
		DEUTSCHLAND 4.25 07/04/39	1,800,000.000	2,920,212.000	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/28	1,600,000.000	2,311,760.000	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/34	2,700,000.000	4,331,421.000	
		DEUTSCHLAND 4.75 07/04/40	2,000,000.000	3,488,800.000	
		DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	2,200,000.000	3,540,526.000	
		DEUTSCHLAND 5.625 01/04/28	1,860,000.000	2,829,543.600	
		DEUTSCHLAND 6.25 01/04/24	1,700,000.000	2,372,367.000	
		DEUTSCHLAND 6.25 01/04/30	1,200,000.000	1,998,684.000	
		DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	1,750,000.000	2,775,360.000	
		FINLAND 0.375 09/15/20	500,000.000	512,610.000	
		FINLAND 0.5 04/15/26	600,000.000	603,948.000	
		FINLAND 0.75 04/15/31	450,000.000	441,157.500	
		FINLAND 0.875 09/15/25	300,000.000	312,720.000	
		FINLAND 09/15/23	230,000.000	229,328.400	
		FINLAND 1.5 04/15/23	1,150,000.000	1,247,865.000	
		FINLAND 1.625 09/15/22	400,000.000	435,304.000	
		FINLAND 2.0 04/15/24	800,000.000	897,464.000	
		FINLAND 2.625 07/04/42	690,000.000	897,331.200	
		FINLAND 2.75 07/04/28	630,000.000	766,584.000	
		FINLAND 3.375 04/15/20	980,000.000	1,076,804.400	
		FINLAND 3.5 04/15/21	800,000.000	910,088.000	
		FINLAND 4.0 07/04/25	800,000.000	1,027,840.000	
		FINLAND 4.375 07/04/19	720,000.000	782,942.400	
		FRANCE BTAN 8.5 04/25/23	1,700,000.000	2,505,851.000	
		FRANCE OAT 0.25 11/25/26	3,000,000.000	2,894,640.000	
		FRANCE OAT 0.5 05/25/25	3,700,000.000	3,736,334.000	
		FRANCE OAT 0.5 05/25/26	2,200,000.000	2,189,330.000	
		FRANCE OAT 0.5 11/25/19	500,000.000	511,250.000	
		FRANCE OAT 05/25/22	2,200,000.000	2,215,554.000	
		FRANCE OAT 1.0 05/25/19	1,700,000.000	1,744,030.000	
		FRANCE OAT 1.0 05/25/27	2,500,000.000	2,564,400.000	
		FRANCE OAT 1.0 11/25/18	1,200,000.000	1,221,312.000	
		FRANCE OAT 1.0 11/25/25	4,700,000.000	4,903,839.000	
		FRANCE OAT 1.25 05/25/36	2,900,000.000	2,813,870.000	
		FRANCE OAT 1.5 05/25/31	4,200,000.000	4,402,440.000	

		FRANCE OAT 1.75 05/25/23	4,400,000.000	4,831,816.000	
		FRANCE OAT 1.75 05/25/66	1,000,000.000	933,870.000	
		FRANCE OAT 1.75 06/25/39	1,000,000.000	1,039,840.000	
		FRANCE OAT 1.75 11/25/24	5,060,000.000	5,586,948.400	
		FRANCE OAT 2.25 05/25/24	3,200,000.000	3,638,304.000	
		FRANCE OAT 2.25 10/25/22	4,000,000.000	4,473,440.000	
		FRANCE OAT 2.5 05/25/30	4,300,000.000	5,043,126.000	
		FRANCE OAT 2.5 10/25/20	8,700,000.000	9,484,914.000	
		FRANCE OAT 2.75 10/25/27	4,940,000.000	5,889,616.200	
		FRANCE OAT 3.0 04/25/22	5,300,000.000	6,075,390.000	
		FRANCE OAT 3.25 05/25/45	3,200,000.000	4,272,960.000	
		FRANCE OAT 3.25 10/25/21	6,300,000.000	7,206,885.000	
		FRANCE OAT 3.5 04/25/20	8,300,000.000	9,144,027.000	
		FRANCE OAT 3.5 04/25/26	4,840,000.000	6,057,260.000	
		FRANCE OAT 3.75 04/25/21	7,200,000.000	8,262,720.000	
		FRANCE OAT 3.75 10/25/19	6,600,000.000	7,188,390.000	
		FRANCE OAT 4.0 04/25/55	2,400,000.000	3,761,040.000	
		FRANCE OAT 4.0 04/25/60	1,840,000.000	2,952,592.800	
		FRANCE OAT 4.0 10/25/38	3,710,000.000	5,424,873.300	
		FRANCE OAT 4.25 04/25/19	6,200,000.000	6,664,814.000	
		FRANCE OAT 4.25 10/25/18	2,400,000.000	2,521,344.000	
		FRANCE OAT 4.25 10/25/23	5,900,000.000	7,397,715.000	
		FRANCE OAT 4.5 04/25/41	4,000,000.000	6,324,080.000	
		FRANCE OAT 4.75 04/25/35	3,600,000.000	5,555,988.000	
		FRANCE OAT 5.5 04/25/29	3,650,000.000	5,496,900.000	
		FRANCE OAT 5.75 10/25/32	4,200,000.000	6,874,980.000	
		FRANCE OAT 6.0 10/25/25	3,590,000.000	5,199,038.000	
		FRANCE OAT 8.5 10/25/19	4,200,000.000	4,982,040.000	
		IRISH 0.8 03/15/22	800,000.000	834,040.000	
		IRISH 1.0 05/15/26	1,200,000.000	1,230,924.000	
		IRISH 1.7 05/15/37	510,000.000	518,654.700	
		IRISH 2.0 02/18/45	890,000.000	923,499.600	
		IRISH 2.4 05/15/30	1,100,000.000	1,262,041.000	
		IRISH 3.4 03/18/24	930,000.000	1,117,590.300	

IRISH 3.9 03/20/23	650,000.000	785,694.000	
IRISH 4.4 06/18/19	1,130,000.000	1,223,586.600	
IRISH 4.5 04/18/20	1,330,000.000	1,496,622.400	
IRISH 4.5 10/18/18	530,000.000	557,146.600	
IRISH 5.0 10/18/20	1,000,000.000	1,164,280.000	
IRISH 5.4 03/13/25	1,380,000.000	1,875,944.400	
IRISH 5.9 10/18/19	950,000.000	1,073,129.500	
ITALY BTPS 0.35 11/01/21	1,700,000.000	1,689,613.000	
ITALY BTPS 0.65 11/01/20	3,600,000.000	3,648,960.000	
ITALY BTPS 0.95 03/15/23	2,500,000.000	2,491,750.000	
ITALY BTPS 1.05 12/01/19	2,000,000.000	2,047,700.000	
ITALY BTPS 1.25 12/01/26	2,100,000.000	1,976,688.000	
ITALY BTPS 1.35 04/15/22	2,500,000.000	2,569,125.000	
ITALY BTPS 1.45 09/15/22	1,500,000.000	1,543,425.000	
ITALY BTPS 1.5 06/01/25	2,500,000.000	2,464,600.000	
ITALY BTPS 1.6 06/01/26	1,500,000.000	1,464,150.000	
ITALY BTPS 1.65 03/01/32	3,100,000.000	2,780,607.000	
ITALY BTPS 1.85 05/15/24	600,000.000	615,900.000	
ITALY BTPS 2.0 12/01/25	2,700,000.000	2,740,095.000	
ITALY BTPS 2.15 12/15/21	2,200,000.000	2,341,900.000	
ITALY BTPS 2.2 06/01/27	1,500,000.000	1,513,650.000	
ITALY BTPS 2.25 09/01/36	1,000,000.000	916,400.000	
ITALY BTPS 2.45 09/01/33	1,100,000.000	1,067,143.000	
ITALY BTPS 2.5 12/01/24	4,000,000.000	4,247,800.000	
ITALY BTPS 2.7 03/01/47	1,650,000.000	1,477,080.000	
ITALY BTPS 2.8 03/01/67	1,400,000.000	1,185,520.000	
ITALY BTPS 3.25 09/01/46	2,000,000.000	2,009,480.000	
ITALY BTPS 3.5 03/01/30	3,100,000.000	3,448,161.000	
ITALY BTPS 3.75 03/01/21	3,300,000.000	3,683,889.000	
ITALY BTPS 3.75 05/01/21	2,300,000.000	2,575,310.000	
ITALY BTPS 3.75 08/01/21	2,700,000.000	3,037,770.000	
ITALY BTPS 3.75 09/01/24	1,900,000.000	2,179,376.000	
ITALY BTPS 4.0 02/01/37	4,100,000.000	4,777,320.000	

ITALY BTPS 4.0 09/01/20	4,400,000.000	4,887,520.000	
ITALY BTPS 4.25 02/01/19	3,900,000.000	4,129,359.000	
ITALY BTPS 4.25 03/01/20	4,900,000.000	5,395,880.000	
ITALY BTPS 4.25 09/01/19	6,400,000.000	6,928,576.000	
ITALY BTPS 4.5 02/01/20	4,500,000.000	4,966,650.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/19	7,900,000.000	8,419,820.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/24	3,700,000.000	4,411,769.000	
ITALY BTPS 4.5 03/01/26	3,600,000.000	4,344,120.000	
ITALY BTPS 4.5 05/01/23	1,400,000.000	1,658,020.000	
ITALY BTPS 4.75 08/01/23	2,900,000.000	3,492,180.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/21	3,900,000.000	4,542,720.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/28	2,900,000.000	3,587,996.000	
ITALY BTPS 4.75 09/01/44	2,400,000.000	3,049,512.000	
ITALY BTPS 5.0 03/01/22	4,400,000.000	5,225,880.000	
ITALY BTPS 5.0 03/01/25	3,130,000.000	3,864,172.800	
ITALY BTPS 5.0 08/01/34	3,200,000.000	4,167,040.000	
ITALY BTPS 5.0 08/01/39	2,700,000.000	3,539,160.000	
ITALY BTPS 5.0 09/01/40	2,950,000.000	3,832,345.000	
ITALY BTPS 5.25 11/01/29	3,500,000.000	4,551,750.000	
ITALY BTPS 5.5 09/01/22	3,900,000.000	4,769,544.000	
ITALY BTPS 5.5 11/01/22	2,500,000.000	3,066,500.000	
ITALY BTPS 5.75 02/01/33	2,400,000.000	3,337,200.000	
ITALY BTPS 6.0 05/01/31	4,200,000.000	5,882,100.000	
ITALY BTPS 6.5 11/01/27	3,300,000.000	4,608,450.000	
ITALY BTPS 7.25 11/01/26	2,200,000.000	3,174,160.000	
ITALY BTPS 9.0 11/01/23	2,400,000.000	3,494,160.000	
NETHERLANDS 0.25 01/15/20	2,150,000.000	2,193,580.500	
NETHERLANDS 0.25 07/15/25	1,700,000.000	1,699,065.000	
NETHERLANDS 0.5 07/15/26	1,900,000.000	1,913,870.000	
NETHERLANDS 0.75 07/15/27	1,000,000.000	1,016,870.000	
NETHERLANDS 01/15/22	1,800,000.000	1,824,282.000	
NETHERLANDS 1.25 01/15/19	560,000.000	573,916.000	
NETHERLANDS 1.75 07/15/23	2,000,000.000	2,210,740.000	

		NETHERLANDS 2.0 07/15/24	2,000,000.000	2,257,460.000	
		NETHERLANDS 2.25 07/15/22	1,550,000.000	1,735,581.500	
		NETHERLANDS 2.5 01/15/33	1,740,000.000	2,136,824.400	
		NETHERLANDS 2.75 01/15/47	1,650,000.000	2,226,988.500	
		NETHERLANDS 3.25 07/15/21	2,060,000.000	2,347,576.000	
		NETHERLANDS 3.5 07/15/20	2,270,000.000	2,528,326.000	
		NETHERLANDS 3.75 01/15/23	1,700,000.000	2,050,540.000	
		NETHERLANDS 3.75 01/15/42	1,900,000.000	2,931,130.000	
		NETHERLANDS 4.0 01/15/37	2,000,000.000	3,041,000.000	
		NETHERLANDS 4.0 07/15/19	2,750,000.000	2,978,250.000	
		NETHERLANDS 5.5 01/15/28	1,600,000.000	2,392,960.000	
		SPAIN 0.25 01/31/19	1,900,000.000	1,912,768.000	
		SPAIN 0.4 04/30/22	1,300,000.000	1,302,925.000	
		SPAIN 0.75 07/30/21	1,700,000.000	1,741,565.000	
		SPAIN 1.15 07/30/20	2,100,000.000	2,170,959.000	
		SPAIN 1.3 10/31/26	2,600,000.000	2,572,154.000	
		SPAIN 1.4 01/31/20	400,000.000	414,008.000	
		SPAIN 1.45 10/31/27	1,000,000.000	983,190.000	
		SPAIN 1.5 04/30/27	2,000,000.000	1,991,200.000	
		SPAIN 1.6 04/30/25	2,500,000.000	2,592,225.000	
		SPAIN 1.95 04/30/26	2,500,000.000	2,622,875.000	
		SPAIN 1.95 07/30/30	2,700,000.000	2,692,062.000	
		SPAIN 2.15 10/31/25	2,600,000.000	2,779,972.000	
		SPAIN 2.35 07/30/33	800,000.000	806,400.000	
		SPAIN 2.75 04/30/19	2,000,000.000	2,094,000.000	
		SPAIN 2.75 10/31/24	2,700,000.000	3,025,647.000	
		SPAIN 2.9 10/31/46	1,500,000.000	1,508,835.000	
		SPAIN 3.45 07/30/66	800,000.000	849,320.000	
		SPAIN 3.75 10/31/18	1,450,000.000	1,512,350.000	
		SPAIN 3.8 04/30/24	2,700,000.000	3,204,792.000	
		SPAIN 4.0 04/30/20	4,000,000.000	4,417,280.000	
		SPAIN 4.2 01/31/37	2,650,000.000	3,370,853.000	
		SPAIN 4.3 10/31/19	4,200,000.000	4,588,416.000	
		SPAIN 4.4 10/31/23	2,900,000.000	3,531,127.000	
		SPAIN 4.6 07/30/19	4,100,000.000	4,457,930.000	
		SPAIN 4.65 07/30/25	2,900,000.000	3,659,945.000	
		SPAIN 4.7 07/30/41	2,100,000.000	2,856,147.000	
		SPAIN 4.8 01/31/24	2,200,000.000	2,743,378.000	

		SPAIN 4.85 10/31/20	2,900,000.000	3,330,157.000	
		SPAIN 4.9 07/30/40	2,000,000.000	2,773,000.000	
		SPAIN 5.15 10/31/28	2,100,000.000	2,793,840.000	
		SPAIN 5.15 10/31/44	1,700,000.000	2,456,517.000	
		SPAIN 5.4 01/31/23	2,700,000.000	3,387,258.000	
		SPAIN 5.5 04/30/21	3,600,000.000	4,290,876.000	
		SPAIN 5.75 07/30/32	2,900,000.000	4,250,849.000	
		SPAIN 5.85 01/31/22	3,700,000.000	4,585,225.000	
		SPAIN 5.9 07/30/26	2,500,000.000	3,437,350.000	
		SPAIN 6.0 01/31/29	3,000,000.000	4,297,650.000	
	ユーロ　小計		616,790,000.000 (82,298,289,700)	723,537,640.200 (96,541,627,332)	
	南アフリカ・ランド	SOUTH AFRICA 10.5 12/21/26	25,000,000.000	27,830,250.000	
		SOUTH AFRICA 6.25 03/31/36	14,700,000.000	10,483,305.000	
		SOUTH AFRICA 6.5 02/28/41	11,760,000.000	8,257,048.800	
		SOUTH AFRICA 6.75 03/31/21	15,160,000.000	14,763,566.000	
		SOUTH AFRICA 7.0 02/28/31	11,600,000.000	9,551,440.000	
		SOUTH AFRICA 7.75 02/28/23	10,000,000.000	9,881,200.000	
		SOUTH AFRICA 8.0 01/31/30	13,110,000.000	11,913,974.700	
		SOUTH AFRICA 8.0 12/21/18	3,000,000.000	3,030,210.000	
		SOUTH AFRICA 8.25 03/31/32	10,000,000.000	9,066,300.000	
		SOUTH AFRICA 8.5 01/31/37	10,910,000.000	9,746,994.000	
		SOUTH AFRICA 8.75 01/31/44	10,000,000.000	8,968,600.000	
		SOUTH AFRICA 8.75 02/28/48	17,000,000.000	15,276,370.000	
		SOUTH AFRICA 8.875 02/28/35	3,000,000.000	2,807,520.000	
		SOUTH AFRICA 9.0 01/31/40	8,000,000.000	7,404,080.000	
	南アフリカ・ランド　小計		163,240,000.000 (1,358,156,800)	148,980,858.500 (1,239,520,743)	
国債証券　合計			212,071,690,800 (212,071,690,800)	232,897,983,305 (232,897,983,305)	
合計			212,071,690,800 (212,071,690,800)	232,897,983,305 (232,897,983,305)	

（注）１．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	121銘柄	41.95%	43.28%
イギリス・ポンド	国債証券	40銘柄	6.57%	6.78%
オーストラリア・ドル	国債証券	22銘柄	2.13%	2.20%
カナダ・ドル	国債証券	24銘柄	2.08%	2.14%
シンガポール・ドル	国債証券	12銘柄	0.34%	0.35%
スウェーデン・クローナ	国債証券	7銘柄	0.46%	0.48%
デンマーク・クローネ	国債証券	7銘柄	0.61%	0.63%
ノルウェー・クローネ	国債証券	7銘柄	0.27%	0.28%
ポーランド・ズロチ	国債証券	13銘柄	0.62%	0.64%
マレーシア・リンギット	国債証券	15銘柄	0.37%	0.38%
メキシコ・ペソ	国債証券	16銘柄	0.82%	0.85%
ユーロ	国債証券	257銘柄	40.17%	41.45%
南アフリカ・ランド	国債証券	14銘柄	0.52%	0.53%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成29年10月13日から平成30年4月12日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【たわらノーロード　先進国債券】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,075,878	7,585,329
親投資信託受益証券	1,918,036,783	3,093,064,471
流動資産合計	1,923,112,661	3,100,649,800
資産合計	1,923,112,661	3,100,649,800
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,380,563	3,215,205
未払受託者報酬	193,034	294,473
未払委託者報酬	1,351,523	2,145,804
その他未払費用	30,813	49,730
流動負債合計	2,955,933	5,705,212
負債合計	2,955,933	5,705,212
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,952,182,219	※1 3,215,311,314
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※2 △32,025,491	※2 △120,366,726
（分配準備積立金）	72,651,775	64,059,486
元本等合計	1,920,156,728	3,094,944,588
純資産合計	1,920,156,728	3,094,944,588
負債純資産合計	1,923,112,661	3,100,649,800

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期中間計算期間 自　平成28年10月13日 至　平成29年4月12日	第3期中間計算期間 自　平成29年10月13日 至　平成30年4月12日
営業収益		
受取利息	2	－
有価証券売買等損益	8,583,550	△53,262,312
営業収益合計	8,583,552	△53,262,312
営業費用		
支払利息	1,644	2,521
受託者報酬	114,210	294,473
委託者報酬	799,754	2,145,804
その他費用	18,193	49,730
営業費用合計	933,801	2,492,528
営業利益又は営業損失（△）	7,649,751	△55,754,840
経常利益又は経常損失（△）	7,649,751	△55,754,840
中間純利益又は中間純損失（△）	7,649,751	△55,754,840
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	8,764,160	△3,889,957
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△89,628,617	△32,025,491
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,010,267	5,353,183
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,010,267	5,353,183
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,503,860	41,829,535
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	44,503,860	41,829,535
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△109,236,619	△120,366,726

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目			第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
１．	※１	期首元本額	797,518,058円	1,952,182,219円
		期中追加設定元本額	1,711,127,763円	1,588,891,845円
		期中一部解約元本額	556,463,602円	325,762,750円
２．		受益権の総数	1,952,182,219口	3,215,311,314口
３．	※２	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は32,025,491円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は120,366,726円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
１．　中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期 平成29年10月12日現在	第3期中間計算期間末 平成30年4月12日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9836円 (9,836円)	0.9626円 (9,626円)

（参考）

当ファンドは、「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。
同親投資信託の状況は以下の通りであります。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

科　　目	注記番号	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
資産の部			
流動資産			
預金		4,343,884,183	2,376,653,631
コール・ローン		1,165,606,740	4,262,685,453
国債証券		232,897,983,305	207,093,087,725
派生商品評価勘定		2,016,904	97,985
未収利息		2,192,568,974	1,946,102,511
前払費用		37,619,690	29,868,399
流動資産合計		240,639,679,796	215,708,495,704
資産合計		240,639,679,796	215,708,495,704
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		－	4,090,580
未払金		－	2,175,786,574
未払解約金		330,542,000	329,722,000
流動負債合計		330,542,000	2,509,599,154
負債合計		330,542,000	2,509,599,154
純資産の部			
元本等			
元本	※１	130,195,447,784	117,914,103,470
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		110,113,690,012	95,284,793,080
元本等合計		240,309,137,796	213,198,896,550
純資産合計		240,309,137,796	213,198,896,550
負債純資産合計		240,639,679,796	215,708,495,704

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
２．　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
１．　※１　本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額		153,207,422,796円	130,195,447,784円
同期中追加設定元本額		21,978,306,446円	13,550,648,868円
同期中一部解約元本額		44,990,281,458円	25,831,993,182円
元本の内訳			
ファンド名			
	ＤＩＡＭ外国債券パッシブ・ファンド	6,759,004,134円	6,925,239,502円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（安定型）	17,683,445円	14,295,981円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（中立型）	50,060,065円	38,214,549円
	ＭＩＴＯ　ラップ型ファンド（積極型）	58,635,841円	47,727,917円
	グローバル８資産ラップファンド（安定型）	44,669,472円	76,241,137円
	グローバル８資産ラップファンド（中立型）	51,686,380円	79,108,387円
	グローバル８資産ラップファンド（積極型）	39,602,572円	44,833,056円
	たわらノーロード　先進国債券	1,039,135,759円	1,710,671,131円
	たわらノーロード　先進国債券＜ラップ向け＞	606,412円	606,412円
	たわらノーロード　バランス（８資産均等型）	7,570,532円	29,682,907円
	たわらノーロード　バランス（堅実型）	－円	458,186円

たわらノーロード　バランス（標準型）	－円	2,180,390円
たわらノーロード　バランス（積極型）	－円	868,548円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（保守型）	－円	76,538円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定型）	－円	4,459,441円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（安定成長型）	－円	2,825,787円
たわらノーロード　スマートグローバルバランス（成長型）	－円	637,373円
たわらノーロード　最適化バランス（安定型）	－円	83,913円
たわらノーロード　最適化バランス（安定成長型）	－円	393,539円
たわらノーロード　最適化バランス（成長型）	－円	220,837円
たわらノーロード　最適化バランス（積極型）	－円	337,035円
ＤＩＡＭ外国債券インデックスファンド＜ＤＣ年金＞	4,916,674,933円	5,079,966,547円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞１安定型	455,372,807円	491,792,934円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞２安定・成長型	1,489,280,019円	1,591,909,852円
ＤＩＡＭバランス・ファンド＜ＤＣ年金＞３成長型	1,543,316,647円	1,690,571,535円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス３０インデックスファンド	358,729,368円	373,223,365円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス５０インデックスファンド	765,153,538円	794,591,614円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス７０インデックスファンド	582,487,469円	627,578,064円
マネックス資産設計ファンド＜隔月分配型＞	25,451,454円	23,962,825円
マネックス資産設計ファンド＜育成型＞	600,460,341円	599,670,192円
マネックス資産設計ファンド　エボリューション	8,668,156円	17,303,931円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国１０）	16,036,948円	18,007,015円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国２０）	33,374,086円	40,891,423円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　８資産バランスファンド（新興国３０）	60,124,279円	75,523,877円
クルーズコントロール	2,885,688,666円	2,598,216,481円
ＤＩＡＭ　８資産バランスファンドＮ＜ＤＣ年金＞	59,102,207円	72,533,521円
ＤＩＡＭ　ＤＣ　バランス・Ｆ（成長型）	94,306,759円	125,520,919円

クルーズコントロール＜ＤＣ年金＞	962,416円	1,009,886円
ＤＩＡＭコア資産設計ファンド（堅実型）	8,481,034円	8,241,980円
ＤＩＡＭコア資産設計ファンド（積極型）	26,423,326円	25,673,925円
ダイナミック・ナビゲーション４資産分散投資・スタンダード＜ＤＣ年金＞	365,719円	303,476円
ＤＩＡＭパッシブ資産分散ファンド	－円	1,399,728円
ＤＩＡＭ為替フルヘッジ型外国債券パッシブ私募ファンド（適格機関投資家向け）	1,481,037,130円	1,370,643,849円
ＤＩＡＭ外国債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	7,003,675,809円	7,213,878,854円
外国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	4,672,682,557円	4,074,076,473円
先進国債券パッシブファンド（適格機関投資家限定）	4,149,925,792円	3,312,147,806円
ＤＩＡＭワールドバランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	576,382,992円	575,438,442円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	105,167,308円	105,085,382円
ＤＩＡＭグローバル・バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	1,024,861,880円	920,591,104円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	730,837,466円	685,875,564円
ＤＩＡＭ国際分散バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	63,587,907円	55,601,422円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	132,619,902円	104,345,750円
ＤＩＡＭ国内重視バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	29,420,321円	25,601,826円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	12,367,624円	9,958,112円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	82,917,602円	67,333,025円
ＤＩＡＭバランスファンド２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	91,738,276円	81,674,125円
ＤＩＡＭバランスファンド３７．５ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,915,386,296円	3,686,897,827円
ＤＩＡＭバランスファンド５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	2,574,346,852円	2,415,479,945円
	4,279,533,003円	4,069,631,657円

ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	788,955,022円	736,405,912円
ＤＩＡＭグローバル・アセット・バランスＶＡ２（適格機関投資家限定）	745,760,084円	426,926,887円
ＤＩＡＭ　アクサ　グローバル　バランスファンド３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	3,711,066,612円	3,485,310,971円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンドＶＡ（適格機関投資家向け）	13,443,641,306円	7,004,196,672円
ＤＩＡＭグローバルβ私募ファンド（適格機関投資家向け）	13,975,529円	13,975,529円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド５５ＶＡ（適格機関投資家限定）	366,009,325円	48,037,463円
ＤＩＡＭ世界バランスファンド３５ＶＡ（適格機関投資家限定）	5,331,508,870円	1,790,388,008円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド２ＶＡ（適格機関投資家限定）	15,297,076,561円	14,990,214,845円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド３ＶＡ（適格機関投資家限定）	19,723,402,912円	19,656,614,799円
ＤＩＡＭバランス３０ＶＡ（適格機関投資家限定）	14,585,789円	22,077,367円
ＤＩＡＭバランス５０ＶＡ（適格機関投資家限定）	16,997,854円	1,004,502円
ＤＩＡＭバランス７０ＶＡ（適格機関投資家限定）	6,104,411円	5,430,556円
ＤＩＡＭ世界アセットバランスファンド４ＶＡ（適格機関投資家限定）	17,579,189,791円	17,500,930,240円
ＤＩＡＭ世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家限定）	106,638,471円	105,728,406円
ＤＩＡＭバランス２０ＶＡ（適格機関投資家限定）	124,537,679円	115,018,539円
ＤＩＡＭバランス４０ＶＡ（適格機関投資家限定）	237,498円	362,917円
ＤＩＡＭバランス６０ＶＡ（適格機関投資家限定）	156,569円	163,038円
計	130,195,447,784円	117,914,103,470円
２．　受益権の総数	130,195,447,784口	117,914,103,470口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

種類	平成29年10月12日 現在				平成30年4月12日 現在			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	212,343,756	－	212,334,760	8,996	36,253,762	－	36,252,940	822
アメリカ・ドル	106,131,088	－	106,124,480	6,608	－	－	－	－
ユーロ	106,212,668	－	106,210,280	2,388	36,253,762	－	36,252,940	822
買　建	668,376,422	－	670,384,330	2,007,908	3,774,409,887	－	3,770,416,470	△3,993,417
アメリカ・ドル	300,629,777	－	301,001,880	372,103	1,622,948,950	－	1,620,069,500	△2,879,450
イギリス・ポンド	100,188,900	－	100,521,000	332,100	301,893,704	－	301,698,880	△194,824
オーストラリア・ドル	－	－	－	－	75,401,631	－	75,326,350	△75,281
カナダ・ドル	－	－	－	－	113,131,007	－	113,228,170	97,163
ユーロ	267,557,745	－	268,861,450	1,303,705	1,661,034,595	－	1,660,093,570	△941,025
合計	880,720,178	－	882,719,090	2,016,904	3,810,663,649	－	3,806,669,410	△3,992,595

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切捨てております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成29年10月12日現在	平成30年4月12日現在
１口当たり純資産額	1.8458円	1.8081円
（1万口当たり純資産額）	(18,458円)	(18,081円)

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年4月27日現在

Ⅰ　資産総額	3,280,940,051円
Ⅱ　負債総額	6,247,069円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,274,692,982円
Ⅳ　発行済数量	3,393,680,872口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9649円

（参考）

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成30年4月27日現在

Ⅰ　資産総額	223,180,922,433円
Ⅱ　負債総額	9,919,949,777円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	213,260,972,656円
Ⅳ　発行済数量	117,647,870,013口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8127円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成30年4月27日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 （普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株）
発行済株式総数	40,000株 （普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株）

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

（2）会社の機構（平成30年4月27日現在）

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

②　投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成30年4月27日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,176,800,622,980
追加型株式投資信託	846	12,687,192,173,919
単位型公社債投資信託	53	203,165,104,513
単位型株式投資信託	143	896,110,306,509
合計	1,080	14,963,268,207,921

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第33期事業年度（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）		第33期 （平成30年3月31日現在）	
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		27,972,477		49,071,217
金銭の信託		12,366,219		12,083,824
有価証券		297,560		－
未収委託者報酬		10,164,041		11,769,015
未収運用受託報酬		7,250,239		4,574,225
未収投資助言報酬		316,414		341,689
未収収益		52,278		59,526
前払費用		533,411		569,431
繰延税金資産		678,104		842,996
その他		445,717		427,238
流動資産計		60,076,462		79,739,165
固定資産				
有形固定資産		1,900,343		1,643,826
建物	※1	1,243,812	※1	1,156,953
器具備品	※1	656,235	※1	476,504
建設仮勘定		295		10,368
無形固定資産		1,614,084		1,934,700
商標権		5		－
ソフトウエア		1,511,558		1,026,319
ソフトウエア仮勘定		98,483		904,389
電話加入権		3,934		3,931
電信電話専用施設利用権		103		60
投資その他の資産		10,055,336		7,427,316
投資有価証券		3,265,786		1,721,433
関係会社株式		3,306,296		3,229,196
長期差入保証金		1,800,827		1,518,725
前払年金費用		686,322		－
繰延税金資産		893,887		856,537
その他		102,215		101,425
固定資産計		13,569,764		11,005,844
資産合計		73,646,227		90,745,010

（単位：千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	1,169,128	1,003,550
未払金	4,745,195	5,081,728
未払収益分配金	1,027	1,031
未払償還金	57,332	57,275
未払手数料	4,062,695	4,629,133
その他未払金	624,140	394,288
未払費用	7,030,589	7,711,038
未払法人税等	1,915,556	5,153,972
未払消費税等	891,476	1,660,259
賞与引当金	1,432,264	1,393,911
役員賞与引当金	27,495	49,986
本社移転費用引当金	－	156,587
流動負債計	17,211,706	22,211,034
固定負債		
退職給付引当金	1,305,273	1,637,133
時効後支払損引当金	216,466	199,026
本社移転費用引当金	942,315	－
固定負債計	2,464,055	1,836,160
負債合計	19,675,761	24,047,195
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	31,899,643	44,349,855
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	31,776,350	44,226,562
別途積立金	24,580,000	24,580,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	6,696,350	19,146,562
株主資本計	53,452,601	65,902,812
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	517,864	795,002
評価・換算差額等計	517,864	795,002
純資産合計	53,970,465	66,697,815
負債・純資産合計	73,646,227	90,745,010

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第32期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）		第33期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	56,355,754		84,705,447	
運用受託報酬	12,834,241		19,124,427	
投資助言報酬	1,002,482		1,217,672	
その他営業収益	378,715		117,586	
営業収益計		70,571,194		105,165,133
営業費用				
支払手数料	24,957,038		37,242,284	
広告宣伝費	838,356		379,873	
公告費	991		1,485	
調査費	15,105,578		23,944,438	
調査費	7,780,474		10,677,166	
委託調査費	7,325,104		13,267,272	
委託計算費	891,379		1,073,938	
営業雑経費	1,102,921		1,215,963	
通信費	51,523		48,704	
印刷費	926,453		947,411	
協会費	37,471		64,331	
諸会費	74		22,412	
支払販売手数料	87,399		133,104	
営業費用計		42,896,265		63,857,984
一般管理費				
給料	8,517,089		11,304,873	
役員報酬	220,145		189,022	
給料・手当	7,485,027		9,565,921	
賞与	811,916		1,549,929	
交際費	66,813		58,863	
寄付金	13,467		5,150	
旅費交通費	297,237		395,605	
租税公課	430,779		625,498	
不動産賃借料	1,961,686		1,534,255	
退職給付費用	358,960		595,876	
固定資産減価償却費	825,593		1,226,472	
福利厚生費	39,792		49,797	
修繕費	27,435		4,620	
賞与引当金繰入額	1,432,264		1,393,911	
役員賞与引当金繰入額	27,495		49,986	
役員退職慰労金	63,072		―	
機器リース料	210		148	
事務委託費	1,530,113		3,037,804	
事務用消耗品費	127,265		144,804	
器具備品費	271,658		5,253	
諸経費	129,981		149,850	
一般管理費計		16,120,918		20,582,772
営業利益		11,554,010		20,724,376

（単位：千円）

	第32期 （自　平成28年4月1日 至　平成29年3月31日）		第33期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		537		1,430
受取配当金		51,036		74,278
時効成立分配金・償還金		103		256
為替差益		7,025		8,530
投資信託解約益		2		236,398
投資信託償還益		－		93,177
雑収入	※1	18,213	※1	10,306
時効後支払損引当金戻入額		－		17,429
営業外収益計		76,918		441,807
営業外費用				
投資信託解約損		31,945		4,138
投資信託償還損		47,201		17,065
金銭の信託運用損		552,635		99,303
時効成立後支払分配金・償還金		39		－
時効後支払損引当金繰入額		209,210		－
営業外費用計		841,031		120,507
経常利益		10,789,897		21,045,676
特別利益				
固定資産売却益	※2	2,348	※2	1
投資有価証券売却益		－		479,323
関係会社株式売却益	※1	－	※1	1,492,680
貸倒引当金戻入益		8,883		－
訴訟損失引当金戻入益		21,677		－
本社移転費用引当金戻入額		－		138,294
その他特別利益		746		350
特別利益計		33,655		2,110,649
特別損失				
固定資産除却損	※3	23,600	※3	36,992
固定資産売却損	※4	10,323	※4	134
投資有価証券評価損		12,085		－
ゴルフ会員権評価損		4,832		－
訴訟和解金		30,000		－
本社移転費用	※5	1,511,622	※5	－
退職給付制度終了損		－		690,899
システム移行損失		－		76,007
その他特別損失		－		50
特別損失計		1,592,463		804,083
税引前当期純利益		9,231,089		22,352,243
法人税、住民税及び事業税		2,965,061		6,951,863
法人税等調整額		△177,275		△249,832
法人税等合計		2,787,786		6,702,031
当期純利益		6,443,302		15,650,211

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	－	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047
当期変動額									
剰余金の配当									△2,544,000
別途積立金の積立						2,550,000			△2,550,000
当期純利益									6,443,302
合併による増加			17,124,479	17,124,479					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	17,124,479	17,124,479	－	2,550,000	－	－	1,349,302
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	28,000,340	32,428,818	153,956	153,956	32,582,775
当期変動額					
剰余金の配当	△2,544,000	△2,544,000			△2,544,000
別途積立金の積立	－	－			－
当期純利益	6,443,302	6,443,302			6,443,302
合併による増加		17,124,479			17,124,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	363,907	363,907	363,907
当期変動額合計	3,899,302	21,023,782	363,907	363,907	21,387,689
当期末残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	6,696,350
当期変動額									
剰余金の配当									△ 3,200,000
当期純利益									15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	－	12,450,211
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	31,899,643	53,452,601	517,864	517,864	53,970,465
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3,200,000	△ 3,200,000			△ 3,200,000
当期純利益	15,650,211	15,650,211			15,650,211
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	277,137	277,137	277,137
当期変動額合計	12,450,211	12,450,211	277,137	277,137	12,727,349
当期末残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．引当金の計上基準	(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

会計上の見積りの変更

第33期　（自平成29年4月1日　至平成30年3月31日）
当社は、当事業年度においてシステム統合計画を決定したことに伴い、利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。 これにより、従来の方法と比べて、当事業年度末の減価償却費が413,260千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。

追加情報

第33期　（自平成29年4月1日　至平成30年3月31日）
当社は、平成29年10月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号　平成19年2月7日)を適用し、確定給付年金制度の終了の処理を行いました。 本移行に伴う影響額は、特別損失に退職給付制度終了損として690,899千円を計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
建物	53,098	140,580
器具備品	734,064	847,466

（損益計算書関係）

※1．関係会社に対する事項

（千円）

	第32期 （自　平成28年4月　1日 至　平成29年3月31日）	第33期 （自　平成29年4月　1日 至　平成30年3月31日）
雑収入	8,183	－
関係会社株式売却益	－	1,492,680

※2．固定資産売却益の内訳

（千円）

	第32期 （自　平成28年4月　1日 至　平成29年3月31日）	第33期 （自　平成29年4月　1日 至　平成30年3月31日）
建物	546	－
車両運搬具	696	－
器具備品	1,104	1

※3. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
建物	―	298
器具備品	4,727	8,217
ソフトウエア	2,821	28,472
電話加入権	16,052	3

※4. 固定資産売却損の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
建物	543	―
器具備品	9,779	134

※5. 本社移転費用の内訳

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
本社移転費用引当金繰入額	942,315	―
旧本社不動産賃借料	418,583	―
賃貸借契約解約損	150,723	―

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	490	―	24,490
A種種類株式	―	15,510	―	15,510
合計	24,000	16,000	―	40,000

（注）普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、当社統合に伴う新株の発行による増加であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式					

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,490	－	－	24,490
A種種類株式	15,510	－	－	15,510
合計	40,000	－	－	40,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月21日定時株主総会	普通株式	3,200,000	80,000	平成29年3月31日	平成29年6月22日
	A種種類株式				

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,520,000	313,000	平成30年3月31日	平成30年6月21日
	A種種類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引及び株価指数先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第32期（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	27,972,477	27,972,477	－
（2）金銭の信託	12,366,219	12,366,219	－
（3）未収委託者報酬	10,164,041	10,164,041	－
（4）未収運用受託報酬	7,250,239	7,250,239	－
（5）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,225,878	3,225,878	－
資産計	60,978,855	60,978,855	－
（1）未払手数料	4,062,695	4,062,695	－
負債計	4,062,695	4,062,695	－

第33期（平成30年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金・預金	49,071,217	49,071,217	－
（2）金銭の信託	12,083,824	12,083,824	－
（3）未収委託者報酬	11,769,015	11,769,015	－
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	4,574,225	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,448,968	1,448,968	－
資産計	78,947,251	78,947,251	－
（1）未払手数料	4,629,133	4,629,133	－
負債計	4,629,133	4,629,133	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第32期（平成29年3月31日現在）	第33期（平成30年3月31日現在）
①非上場株式	337,468	272,464
②関係会社株式	3,306,296	3,229,196

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期（平成29年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
（1）現金・預金	27,972,477	－	－	－
（2）金銭の信託	12,366,219	－	－	－
（3）未収委託者報酬	10,164,041	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	7,250,239	－	－	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	297,560	320,736	888,110	12,660

第33期（平成30年3月31日現在）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
（1）現金・預金	49,071,217	－	－	－
（2）金銭の信託	12,083,824	－	－	－
（3）未収委託者報酬	11,769,015	－	－	－
（4）未収運用受託報酬	4,574,225	－	－	－
（5）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	－	3,995	－	－

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第32期の貸借対照表計上額3,306,296千円、第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

第32期（平成29年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	609,710	146,101	463,608
②投資信託	2,384,278	2,091,387	292,891
小計	2,993,988	2,237,489	756,499
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	－	－	－
②投資信託	231,889	241,951	△10,061
小計	231,889	241,951	△10,061
合計	3,225,878	2,479,440	746,438

（注）非上場株式（貸借対照表計上額337,468千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第33期（平成30年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	1,267,157	146,101	1,121,055
②投資信託	177,815	153,000	24,815
小計	1,444,972	299,101	1,145,870
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	－	－	－
②投資信託	3,995	4,000	△ 4
小計	3,995	4,000	△ 4
合計	1,448,968	303,101	1,145,866

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	717,905	2	79,146

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

区分	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	544,326	479,323	－
投資信託	2,480,288	329,576	21,204

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

4. 減損処理を行った有価証券

第32期において、有価証券について12,085千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

第33期において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は平成29年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
退職給付債務の期首残高	1,086,550	2,718,372
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
数理計算上の差異の発生額	89,303	61,792
退職給付の支払額	△144,062	△111,758
合併による増加	1,486,547	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	－	△1,316,796
退職一時金制度改定に伴う増加額	－	526,345
退職給付債務の期末残高	2,718,372	2,154,607

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
年金資産の期首残高	－	1,363,437
期待運用収益	16,033	17,042
数理計算上の差異の発生額	1,894	－
事業主からの拠出額	37,402	36,672
退職給付の支払額	△28,876	－
合併による増加	1,336,984	－
確定拠出制度への移行に伴う減少額	－	△1,417,152
年金資産の期末残高	1,363,437	－

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
積立型制度の退職給付債務	1,275,346	－
年金資産	△1,363,437	－
	△88,090	－
非積立型制度の退職給付債務	1,443,026	2,154,607
未積立退職給付債務	1,354,935	2,154,607
未認識数理計算上の差異	△430,203	△204,636
未認識過去勤務費用	△4,852	△312,836
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133
退職給付引当金	1,245,019	1,637,133
前払年金費用	△325,140	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	919,879	1,637,133

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
勤務費用	189,127	269,128
利息費用	10,905	7,523
期待運用収益	△16,033	△17,042
数理計算上の差異の費用処理額	78,229	88,417
過去勤務費用の費用処理額	4,852	39,611
退職一時金制度改定に伴う費用処理額	―	70,560
その他	7,498	△1,620
確定給付制度に係る退職給付費用	274,580	456,577
制度移行に伴う損失（注）	―	690,899

（注）特別損失に計上しております。

（5）年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
株式	31.5%	―
債券	29.0%	―
共同運用資産	24.1%	―
生命保険一般勘定	10.5%	―
現金及び預金	4.6%	―
合計	100.0%	―

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
割引率	0.02%～1.09%	0.09%
長期期待運用収益率	2.50%	―
予想昇給率	1.00%～8.73%	1.00%～4.42%

3.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	―	△300,927
退職給付費用	22,562	53,156
退職給付の支払額	―	―
制度への拠出額	△36,177	△35,640
合併による増加	△287,313	―
確定拠出制度への移行に伴う減少額	―	391,600
退職一時金制度改定に伴う振替額	―	△108,189
退職給付引当金の期末残高	△300,927	―

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（千円）

	第32期 （平成29年3月31日現在）	第33期 （平成30年3月31日現在）
積立型制度の退職給付債務	789,261	－
年金資産	△1,150,443	－
	△361,181	－
非積立型制度の退職給付債務	60,254	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	－
退職給付引当金	60,254	－
前払年金費用	△361,181	－
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△300,927	－

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度 22,562千円　当事業年度53,156千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度61,817千円、当事業年度86,141千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	124,081	290,493
未払事業所税	11,054	11,683
賞与引当金	441,996	426,815
未払法定福利費	84,152	81,186
資産除去債務	86,421	90,524
減価償却超過額（一括償却資産）	10,666	11,331
減価償却超過額	116,920	176,791
繰延資産償却超過額（税法上）	32,949	34,977
退職給付引当金	399,808	501,290
時効後支払損引当金	66,282	60,941
ゴルフ会員権評価損	14,295	13,173
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	69,683	28,976
未払給与	12,344	9,186
本社移転費用引当金	289,865	47,947
その他	14,309	29,193
繰延税金資産小計	1,941,573	1,981,254
評価性引当額	－	－
繰延税金資産合計	1,941,573	1,981,254
繰延税金負債		
前払年金費用	△210,151	－
その他有価証券評価差額金	△159,429	△281,720
繰延税金負債合計	△369,581	△281,720

繰延税金資産の純額	1,571,992	1,699,533

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、平成28年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成28年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率　50.00%
MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率　20.00%
MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率　70.00%
なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

（2）被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

（3）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a.発生したのれんの金額	76,224,837千円
b.発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c.のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却

（4）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b.負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（5）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b.主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	114,270,495千円
資産合計	114,270,495千円
流動負債	－千円
固定負債	13,059,836千円
負債合計	13,059,836千円
純資産	101,210,659千円

（注）固定資産及び資産合計には、のれんの金額70,507,975千円及び顧客関連資産の金額45,200,838千円が含まれております。

（2）損益計算書項目

営業収益	－千円
営業利益	△9,012,128千円
経常利益	△9,012,128千円
税引前当期純利益	△9,012,128千円
当期純利益	△7,419,617千円
1株当たり当期純利益	△185,490円43銭

（注）営業利益には、のれんの償却額3,811,241千円及び顧客関連資産の償却額5,233,360千円が含まれております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）及び第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（1）サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

（2）子会社及び関連会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

該当はありません。

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

該当はありません。

（3）兄弟会社等

第32期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	4,530,351	未払手数料	767,732
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	―	―	当社信託財産の運用	信託元本の払戻（純額） 信託報酬の支払	100,000 7,080	金銭の信託	12,366,219
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	5,061,766	未払手数料	1,166,212
	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	―	―	投資一任契約の締結	運用受託報酬の受取	2,520,431	未収運用受託報酬	2,722,066

第33期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	6,470,802	未払手数料	894,336
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	1,251億円	証券業	―	―	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	9,079,083	未払手数料	1,549,208

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
（注2）信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。
（注3）運用受託報酬は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

（1株当たり情報）

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	1,349,261円64銭	1,667,445円37銭
1株当たり当期純利益金額	201,491円22銭	391,255円29銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 （自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日）
当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	―	―
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	6,443,302千円	15,650,211千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	31,978株	40,000株
（うち普通株式）	(24,244株)	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(7,734株)	(15,510株)

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成30年3月23日に臨時株主総会が開催され、定款の変更を行うことについて決議されました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a．名称

みずほ信託銀行株式会社

b．資本金の額

平成29年3月末日現在　　247,369百万円

c．事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社みずほ銀行	1,404,065	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社千葉興業銀行	62,120	日本において銀行業務を営んでおります。
スルガ銀行株式会社	30,043	日本において銀行業務を営んでおります。
労働金庫連合会	（※1）120,000	労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央機関です。
第一生命保険株式会社	60,000	日本において保険業務を営んでおります。
ソニー生命保険株式会社	（※2）70,000	日本において保険業務を営んでおります。
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
岡三オンライン証券株式会社	1,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
長野證券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
松井証券株式会社	11,944	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は平成29年3月末日現在

（注）確定拠出年金向けの取扱販売会社を含みます。

（※1）出資の総額

（※2）平成29年4月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

(1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

(2)信託財産の計算

(3)信託財産に関する報告書の作成

(4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

(1)募集の取扱い

(2)追加設定の申込事務

(3)信託契約の一部解約事務

(4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

(5)受益者に対する収益分配金の再投資

(6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7)その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

※持株比率5%以上を記載します。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。

(2)目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1　ファンドの状況　5　運用状況　には、参考情報として①基準価額・純資産の推移　②分配の推移　③主要な資産の状況　④年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）

(3)請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。

(4)ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。

(5)交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。

独立監査人の監査報告書

平成３０年５月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原　尚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野　浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの第３３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の平成３０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成29年11月29日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々木　貴　司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード　先進国債券の平成28年10月13日から平成29年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、たわらノーロード　先進国債券の平成29年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成３０年６月１日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　湯原　尚　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているたわらノーロード　先進国債券の平成２９年１０月１３日から平成３０年４月１２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、たわらノーロード　先進国債券の平成３０年４月１２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２９年１０月１３日から平成３０年４月１２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項
ファンドの平成２９年１０月１２日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成２９年５月３１日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成２９年１１月２９日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

**　アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

以　　上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。